

官報 号外

平成十七年三月九日

○第百六十二回 参議院会議録第六号

平成十七年三月九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第六号

平成十七年三月九日

午前十時開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議案(溝手頭正君外六名発議(委員会審査省略要求事件))

一、京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案(溝手頭正君外六名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 国家公務員等の任命に関する件

内閣から、

人事官に小澤治文君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に橋本瑞枝君、上村直子君、稲葉馨君及び新美育文君を、

国家公安委員会委員に吉田信行君を、

預金保険機構監事に高橋瞳君を、

日本銀行政策委員会審議委員に西村清彦君を、

宇宙開発委員会委員に森尾稔君を、

中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君を、

社会保険審査会委員長に大槻玄太郎君を、ま

た、同委員に粥川正敏君及び関野杜滋子君を

任命することについて、本院の同意を求めてまい

りました。

これより採決をいたします。

まず、人事官の任命について採決をいたしま

す。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま

す。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、情報公開・個人情報保

護審査会委員のうち橋本瑞枝君、上村直子君及び

新美育文君、国家公安委員会委員、預金保険機構

監事、日本銀行政策委員会審議委員、宇宙開発委

員会委員、中央社会保険医療協議会委員、社会保

険審査会委員長及び同委員のうち関野杜滋子君の

任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま

す。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、全会一致をもって同意することに決し

ました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、情報公開・個人情報保

護審査会委員のうち稲葉馨君の任命について採決

をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま

す。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の

うち粥川正敏君の任命について採決をいたしま

す。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十二

賛成

二百十六

反対

六

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) この際、お諮りいたします。

溝手顕正君外六名発議に係る日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議案及び京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案は、いずれも発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よって、両決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。溝手顕正君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔溝手顕正君登壇、拍手〕

○溝手顕正君 ただいま議題となりました自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案に係る両決議案につきまして、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の御賛同を得て、発議者を代表し、提案申し上げます。

まず、日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議案について申し上げます。

案文を朗読いたします。

日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議案

一八五五年に日魯通好条約が調印され、両国の間に公式な関係が樹立されるとともに、択捉島とウルップ島の間に両国の国境が平和裡に画定された。同条約の調印から、本年は百五十周年に当たる。日露両国の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼関係を構築し、この日魯通好条約に調印したが、以来百五十年の両国間の歴史を想い、国民とともに深い感慨を覚える。

日本とロシアは、両国の利益に合致した隣国として真の安定的な平和友好関係の構築に向けて尽力すべきであり、日露関係をその潜在力に

見合ったレベルに引き上げることが必要である。

しかしながら、戦後六十年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露通好百五十周年という歴史的に重要な節目の年に当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、全国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約締結交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露関係を大きく発展させるため、最大限の努力を継続するべきである。

右決議する。

以上であります。

次に、京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案について申し上げます。

案文を朗読いたします。

京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案

地球温暖化現象が、二十一世紀における最も深刻な問題の一つとなる中で、国際社会の十数年に及ぶ努力の結果、京都議定書は、二〇五

年二月十六日に発効するに至った。このことは、我が国が地球温暖化防止京都会議(COP3)の議長国として一定の役割を果たすことができたばかりでなく、国際社会、未来世代にとっても大変喜ぶべきことであり、実に画期的な出来事である。我が国は、速やかに「京都議定書目標達成計画」を策定・実施の上、京都議定書締約国会議(COP/MOP)において主導的役割を果たし、各国における合意内容の履行に向けて、最大限に効果的、積極的な推進を図るべきである。また、同時に世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し改めて参加を促すべきである。

今後の地球の気候安定化を目指すためには、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の評価報告書が指摘するように、温室効果ガス排出量を半分以上削減することが急務であるが、京都議定書後の二〇一三年以降の削減約束は未だ国際合意に至っていない。我が国は、この度の発効を契機に京都議定書以後の新枠組形成に向けて、人類益の視点から積極的に国際的なりーダーシップを発揮すべきである。

新枠組の交渉においては、早期に新たな国際合意を目指し、米国、そして中国、インドを始めとした途上国を含む世界各国が参加できる共通の枠組の構築に向けて、京都議定書の国際合意を踏まえつつ、より実効性の高いスキームになるように最大限努力するとともに、地球の気

候安定化が一層効果的に進むことを強く訴えるものである。

右決議する。

以上であります。

両決議案に對しまして、何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(屬千景君) これより両決議案を一括して採決いたします。

両決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(屬千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(屬千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

二百二十三

反対

〇

よつて、両決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(屬千景君) ただいまの両決議に對し、内閣総理大臣から発言を求められました。小泉内閣総理大臣。

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 日露通好百五十年に当たる決議に對して所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採択された御決議の趣旨を十分に体しまして、日ロ両国の利益に合致する戦略的パートナーシップの構築に向け

て、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、もつて両国関係を飛躍的に発展させるべく、引き続き最大限の努力を払つていく考えであります。

京都議定書発効に基づく決議に對して所信を申し述べます。

地球温暖化は、その影響が将来の世代にわた

り、また地球全体に及ぶ問題であり、世界各国が一体となつて取り組む必要があると認識しております。

政府は、ただいまの御決議の趣旨を十分体しまして、京都議定書目標達成計画の策定とその確実な実施並びに脱温暖化社会の実現に全力で取り組むとともに、将来に向けてすべての国が参加する枠組みの構築に努力してまいります。(拍手)

○議長(屬千景君) この際、日程に追加して、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明

を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。谷垣財務大臣。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。谷垣財務大臣。

を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。谷垣財務大臣。

財務大臣。

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。谷垣財務大臣。

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。谷垣財務大臣。

まず、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十七年度予算においては、歳出改革路線を堅持、強化するという方針の下、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出について三年ぶりに前年度の水準以下に抑制し、新規国債発行額についても四年ぶりに前年度より減額したところであります。一方、予算の内容については、活力ある社会経済の実現や国民の安全、安心の確保に資する分野に重点的に配分するなど、めり張りのある予算の配分を実現いたしました。

しかしながら、我が国の財政収支は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講じることが必要であります。

本法律案は、厳しい財政事情の下、平成十七年

度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十七年度の一般会計歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができること等としております。

第二に、平成十七年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、定率減税の縮減とともに、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等につき所要の措置を講ずるものであります。

しつつ、平成十一年以降、景気対策のための臨時異例の措置として継続されてきた定率減税について、導入時と比較した経済状況の改善を踏まえ、その規模を二分の一に縮減することとしております。

第二に、金融・証券税制について、株式投資を促進するための環境整備の一環として、特定口座で管理されていた株式の無価値化による損失を譲渡損失とみなす特例を創設する等の措置を講ずることとしております。

第三に、国際課税について、外国子会社合算税制を国際的な企業活動の実態により一層即したものとするとともに、国債の保有者層の拡大を図る観点からの、非居住者等が保有する国債の非課税特例を受けるための手続の簡素化等を行うこととしております。

第四に、中小企業関係税制について、中小企業の新たな事業活動の総合的な促進に資する観点からの中小企業の支援のための税制上の措置等を講ずることとしております。

その他、所得税の寄附金控除の限度額の引上げ、法人税に関し民事再生等の場合の資産評価損益と欠損金の損算入等に関する措置、検査機関等の登録等に対し登録免許税の負担を求める措置のほか、共同で現物出資をした場合の課税の特例の廃止等既存の特例措置の整理合理化を図るとともに、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置

について、その適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(扇千景君) たたいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山下英利君。

(山下英利君登壇、拍手)

○山下英利君 私は、自由民主党、公明党を代表して、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案について、総理及び関係大臣に質問をいたします。

まず最初に、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、いわゆる特例公債法案に関連して、財政問題についてお伺いいたします。

財務大臣は、我が国の財政悪化に歯止めを掛けるには、歳出の抑制、歳入の拡大、そして全体の景気の着実な回復の三点を主張されており、この観点からお尋ねをいたします。

高齢化社会が進展する中で、社会保障費は、公共事業、文教・防衛関係費を合わせた予算を上回る二十兆円まで拡大をしております。さらに、毎年一兆円程度の自然増が見込まれており、

社会保障制度全般にわたって制度の見直しや合理化が急がれております。ようやく与野党間において、年金を中心に社会保障制度全般について協議が開催される運びとなりました。また、政府においても、官房長官の下に社会保障の在り方に関する懇談会が設置されました。公助、共助、自助をどのように考えるか、与党、野党の垣根を越えて、国民の目線に立った実効性のある成果が出てくるものと期待しております。

財政が福祉を始めとする行政サービスをごこまでやるのか、財政に大きな影響を与えます。三位一体の改革で国と地方の役割分担を議論している中で、限られた財源で政策の選択と予算の集中をしなければなりません。プライマリーバランス達成までの中期的な歳出削減についての基本的スタンスと短期的な当面の諸課題をどのように認識しておられるのか、財務大臣に伺います。

歳入の基本である税、特に国民の大きな関心事である消費税についてお尋ねいたします。

消費税は、平成十一年に、国民の理解を深めていただくために福祉目的化し、予算総則に消費税収の使途を明記し、広く国民の老後等を支える基礎年金、老人医療及び介護のための福祉予算に使う旨を明らかにしました。以降、国民の間でも消費税と社会保障の関係は密接不可分、両方相まつての論議が定着してきた感があります。各種アンケートでも、社会保障給付費を消費税によって賄うことに賛成の意見が多く寄せられております。

政府の税制調査会でもその論議が開始されたと伺っております。

我が党では、平成十九年度をめどに、長寿・少子化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革の実現を目指しております。

総理は、再三、在任中の消費税引上げはしない、しかし論議は活発にという態度でいられます。今、党内、政府、そして国民の間でも、消費税の引上げ、その使途等かなりの注目度であります。消費税についての総理の基本的考え方を御披露願います。

十六年度の国税収入が当初から二兆三千億円の自然増収が見込まれ、特例公債の発行が少々圧縮されました。これは、これまでの景気対策の成果が景気回復につながり、税収増になったと思えます。しかしながら、景気は踊り場であり、その上昇に不可欠なものとして、地方と中小企業が元気になる取組が必要であります。これまでの景気対策と景気回復の関連についての認識と、景気回復を確かなものにするための今後の取組について、財務大臣にお伺いいたします。

次に、所得税法等一部改正案の定率減税について質問いたします。

定率減税が実施された平成十一年は、次の新しい千年紀、ミレニアムを迎える前夜でありました。

時の小淵総理は、この時期に、日本は経済的な苦難に直面しているが、これを克服し、生命を賭して国政運営に当たる覚悟を国民に示し、行き過ぎた悲観主義よりも確固たる意思を持った建設的な樂觀主義が必要であると当時述べられております。

そして、平成十一年を経済再生元年と位置付け、日本経済の再生に取り組み、景気回復に全力を尽くすため、税制では、内需拡大や我が国企業の国際競争力の強化を図るため、従来なし得なかつた思い切つた内容の個人所得課税や法人課税の恒久的な減税を実施、住宅ローン減税等の政策減税とともに、九兆円を超える規模の景気対策になりました。

以来、不良債権等の処理が進む中、この税制と政府の景気対策の取組の結果、景気は長い低迷から脱し、景気拡大期間は三年に及び、平成十六年度は二・一％程度、十七年度は一・六％程度の実質成長が見込まれようとしております。

今回の定率減税の縮減は、厳しい財政事情とやや明るさが見えてきた景気状況等から提案されたものと理解をいたしております。しかしながら、全国各地すべてが景気回復したと胸を張つて言える状況にはありません。ようやく明かりが多少強まったというところではないでしょうか。

我が党の税制調査会は、今年度税制大綱に次の考え方を記しております。「本来、財政に課される役割は、国民の合意を得た基準で徴収した税収

により、提供されるべき公共サービスを国民に配分することにある。同時に、その過程で、歳入・歳出を合わせた財政運営を金融政策と一体的に行うことにより、適時適切な経済運営を図ることも重要な使命である。」

この考え方によつて、定率減税は、当時の著しく停滞した経済状況に対応して、本則の税率ではなく、税額を一定率だけ軽減した時限的措置として導入がなされました。

したがつて、今般、導入当時に比べ経済状況に改善が見られることから、減税の縮減を提案することになったものと理解をいたしております。しかし、本則に戻すとはいへ、国民、納税者からすれば増税と感じられます。恒久的とした減税をなぜに縮減するのかと、懇切丁寧な説明が必要であります。財務大臣の説明を求めます。

加えて、かつて橋本内閣のときに消費税率上げが原因で再び景気が低迷したと言われております。今回の措置によつてその再現が危ぶまれております。国民も我が国経済と財政の現状を十分に理解して、減税縮減に真つ向から反対を唱えるとは思いませんが、これに関する財務大臣の所見を伺います。

残りの減税を今後どうするのかという問題であります。先ほど申し上げたように、社会保障制度について与野党の協議が開催され、消費税が大きな課題の一つになります。

さらに、三位一体の改革に伴う税源の問題、潜在的な国民負担率や直間比率の問題、公平公正で透明な制度設計等多くの問題を抱えており、十八年以降、大幅な税制改正論議が必要な状況にあり、その中で議論されていくものと思ひますが、そのような理解でよいのか、確認しておきたいと存じます。

入るを量りていずるを制す。税制を語るときに、また改正のとき、必ず頭をよぎる言葉です。歳入を確実に得、歳出を極力抑制する。歳出削減には、官民はもちろんです。最も必要なのは政治家の努力であります。政治の要諦を表した、税は政の言葉もあります。

政治家が国家国民に思いをはせ、将来の国家像を描いて、そのためには国民に納めていただく税をいかに使うか、そのためには何をなすべきか、真摯に取り組まなければならない最重要課題について最後に総理の経綸の哲学をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山下議員にお答えいたします。

消費税についてですが、私は従来から、在任中に引き上げることは考えていないと申し上げておりますが、税制全体の在り方として議論することは歓迎しております。少子高齢化が進展する中、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合い、社会保障等の公的サービスを安定的に支える歳入構造を構築する上で消費税は重要な税であると認識しております。今後、税制全体の在り方を幅広く検討していく一環として、消費税についても国民的な議論を進めていく必要があると考えております。

今後の定率減税の取扱いについてでございますが、これまでの政府税調答申や与党税制改正大綱を踏まえ、平成十八年度税制改正の審議の過程において、経済社会の動向も考慮しつつ、三位一体の改革との関係で、国、地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しを行う中で議論していきたいと考えております。

財政運営の哲学についてでございますが、人口減少社会が到来する中で、経済活力を維持しつつ、持続可能な財政を構築することは政治家に課せられた将来世代に対する重要な責務であります。

このため、私は、官から民へ、国から地方へという方針の下に行財政改革を最優先課題として推進し、歳出の無駄を徹底的に排してきていくところであり、今後とも、財政支出のより一層の効率化、適正化を徹底し、二〇一〇年代初頭には政策的な支出を新たな借金に頼らずにその年度の税収等で賄うよう、歳出、歳入両面から財政構造改革を強力に推進してまいります。今後とも皆さん方の御協力をお願い申し上げます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) 山下議員にお答えいたします。

まず、財政健全化についてのお尋ねですが、我が国財政が非常に厳しい状況にある中で、十七年度予算においては、一般歳出を三年ぶりに前年度の水準以下に抑制する、それから、社会保障関係費それから科学技術振興費を除いたすべての主要経費につきまして対前年度マイナスとするなど、歳出の規模や中身の徹底した見直しなどを行ったところであります。

今後の課題としては、持続的な社会保障制度の構築、国と地方のいわゆる三位一体の改革、それに必要な公的サービスの費用を広く公平に分かち合うための税制改革が重要であると考えておりまして、二〇一〇年代初頭の国、地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指して、歳出、歳入両面にわたってバランスの取れた財政構造改革を強力に推進してまいりたいと考えております。

それから、十六年度国税収入の増加要因と景気回復を確かかなものとするための取組についてお尋ねがございました。

十六年度の国税収入の増加につきましては、一つは、構造改革に起因した景気の回復などによりまして土台となる十五年度税収が一・五兆円程度増加したこと、それから二つ目には、現在でも上り坂の中の微調整が見られるものの、大局的には景気回復局面が続いて企業収益が一段と改善して

いること、こういったことを踏まえまして、十六年度の補正予算におきましては約二兆三千億円の増額補正を行ったところであります。

一方、大企業に比べて中小企業の状況は厳しく、また地域の回復動向にもばらつきが見られることは御指摘のとおりでありまして、政府としては、回復の動きを日本の隅々まで浸透させるためにも構造改革を一層推進してまいります。

それから、定率減税縮減の考え方についてお尋ねがございました。

定率減税は、平成十一年以降、著しく停滞した経済活動の回復に資するため、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として継続されてきたものであります。今回の見直しは、導入時と比較した経済状況の改善や、三位一体の改革との関係で平成十八年度に国、地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しが必要になること等を踏まえまして、段階的な縮減を行うという観点から、その規模を二分の一に縮減するものでございます。

定率減税の縮減によつて平成九年度の景気低迷の再現が危惧されているという御指摘がございました。

平成九年度後半以降の経済の低迷については、アジアの通貨・金融危機や我が国金融機関の相次ぐ経営破綻が大きく影響したのに対しまして、現在では経済の体質強化が実現されつつございます。民需中心の緩やかな回復が続けると見込まれてい

るところでございます。

定率減税の縮減等の検討に当たりましては、民間部門に過度の負担が生じないように配慮したところでございます。平成九年度の景気低迷の再現になることはないものと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) 平野達男君。

(平野達男君登壇、拍手)

○平野達男君 私は、民主党・新緑風会を代表いたします。ただいま議題となりました二法案に關しまして、総理始め関係大臣に質問いたします。

まずもつて、冒頭申し上げなければならないことがあります。

所得税法等の一部を改正する法律案には、いわゆる予算関連の日切れ事項に該当しないものが含まれております。特に、法案の中心となる定率減税の縮減は、その施行が来年の一月に予定されたものであり、いわゆる日切れではありません。本来、こうした部分は別法案とし、予算の成立とは切り離して審議すべきものであります。ましてや国民生活に重大な影響を与える法案であり、公聴会を含めた幅広い角度からの慎重な審議が必要であります。

しかるに、あたかも日切れ法案であるがごとく装いながら法案提出し、年度内成立が必要であるというのは、法案審議の手続をできるだけ省きたいとする官僚の都合を優先させた政府・与党の国

会軽視にほかなりません。強く抗議するとともに、財政金融委員会の場においては徹底審議を求めるものであります。

今年にはプラザ合意後二十年に当たります。

一九八五年九月、ニューヨークのプラザホテルにおいて、日、米、独、英、仏の先進五カ国が緊密な政策協調と強力な為替介入に合意しました。米国の財政赤字と經常収支の双子の赤字を背景としたドル高是正を目的としたものでした。

プラザ合意後の翌年度に経済運営の羅針盤として策定されたのがいわゆる前川リポートです。前川リポートは、経済収支不均衡の原因は輸入国ではなく、専ら輸出国である我が国の輸出志向の経済構造にあるとし、内需主導の経済成長を志向する経済構造への転換を提唱しました。

その実現を目指す過程で大きな足跡が残りました。合意後、急激に進んだ円高への対応として講じられた金融政策は、バブル経済を発生させる背景となりました。バブル崩壊は巨額の不良債権を生み出し、その処理には、資金面においても人的な面においても今なお大変な痛みを伴っています。また、バブル崩壊後の経済の下支えに行われた国の財政発動は空前の国債発行残高の山を築きました。その山は依然として成長中でありま

す。

プラザ合意当時、一ドル二百四十円だった為替は百円近い水準になっています。にもかかわらず、我が国の經常収支は輸出を軸に依然として大

幅な黒字が続いています。我が国輸出産業の底力の強さを示していると言えます。しかし、好調なのは輸出部門だけで、経済全体としては、長引くデフレ不況からの出口は見えていません。

一方、米国の双子の赤字が拡大しているという点において、プラザ合意当時と現在との日米間のマクロ経済環境は同じ状況になっています。

総理に伺います。

当時の我が国の経済・財政状況と現在の状況とは、何が変わり何が変わっていないのか。また、プラザ合意をどのように総括されるのか。特に、前川リポートの言うところの、内需主導型の経済成長を志向する経済構造への転換は実現されたか。実現されていないとすれば、その原因はどこにあるか。以上、総理に伺います。

為替介入に関連して、財務大臣に伺います。

プラザ合意時とは大きく異なり、最近の為替介入の目的は円高是正へと変わっています。これに伴い、外貨準備高は急激に増え、併せて巨額の含み損も生じているはずであります。その現状について報告願います。

また、一昨年から昨年にかけて史上空前とも言える巨額の為替介入を行っていますが、その規模はどのぐらいか。さらに、資本収支までが黒字になるほどの介入規模になった理由と併せ、円高ドル安進行を阻止するには今後とも巨額の介入が必要なのかどうかについてもお聞きします。

以下、法案に関して質問します。

我が国は、少子高齢化の進展と相まって人口減少社会に突入すると言われています。こうした変化を踏まえた税制の在り方について、その基本的考え方を総理に伺います。

所得税法等の一部改正案の柱は、平成十一年に恒久的減税として導入されたはずの定率減税の半減であります。中間所得層の家計を直撃するものであります。GDPの六割を占めるのが個人消費、この個人消費の動向が景気を大きく左右することは言うまでもありません。

金融危機が叫ばれ、デフレスパイラルが懸念された時期もありましたが、堅調な個人消費が景気の底割れを防いできました。景気を自律的な回復軌道に乗せるには、やはり民需中心の需要拡大が必要であります。このためには、民間の設備投資とともに、個人消費が堅調に伸びていく環境を整備することが不可欠であります。

しかし、国民生活をめぐる状況は厳しくなっています。医療費負担の増、年金保険料の引上げ、配偶者特別控除の縮減など、国民負担が増える制度改正を現内閣は次々と実施しています。

民間部門の貯蓄・投資バランス、いわゆるISバランスはトータルとしては黒字が続いています。それは我が国の経常収支黒字の大きな要因となっています。しかし、内訳には大きな変化があります。

国民の旺盛な貯蓄意欲に支えられた家計部門は大幅な貯蓄超過、企業部門は支出超過という状態

が長く続きました。しかしながら、最近では家計部門の貯蓄超過は縮小しています。代わって企業部門は貯蓄超過に転じ、その幅は拡大しています。

国民経済計算によれば、平成十一年度から十五年度にかけて雇用者総報酬は約十兆円減少しています。一方、同じ時期に企業所得は約十一兆円増えています。雇用者総報酬の減がそのまま企業所得へ転嫁された形になっているわけであり、こうしたここ数年の雇用者総報酬の低下あるいは労働分配率の低下を背景とし、家計収入は減り、貯蓄の取崩しも増えています。

二月の月例経済報告では、個人消費は伸びが鈍化からおおむね横ばいへと判断が下方修正されました。企業部門は好調なものの、家計部門の回復の遅れが明らかになっています。家計をめぐる状況が厳しさを増しているにもかかわらず、政府がやろうとしているのが定率減税の半減という実質の増税であります。

総理は、現在の経済状況については定率減税の導入時とは異なり、経済体質は強化されている、今後とも引き続き民需中心の緩やかな回復が続けると見込んでいると、定率減税の縮減を正当化しています。民需主導といっても、これまで企業部門の設備投資は伸びていますが、個人消費は、先ほど言いましたように、堅調ではあるものの伸びていません。設備投資も輸出関連が主体であり、事実上、外需主導になっているわけです。

個人消費が伸びるための前提条件となるのが雇用者総報酬の増加であります。確かに、最近になって雇用者総報酬が名目で上昇しています。しかし、これがどこまで続くかは予断を許しません。むしろ、原油価格の高騰は続いており、原油を使う素材産業が価格転嫁を進めれば、川下の加工産業がコスト吸収へ人件費を圧縮する可能性が高いと見るべきです。

今後とも引き続き民需主導の緩やかな回復を続けると見込む根拠と、それは個人消費の拡大による自律的回復を意味するのかどうか、総理に伺います。

また、景気回復が見込まれる段階ではなく、景気がいわゆる踊り場を過ぎ確実に上向くまで、あるいは雇用者総報酬が伸び、個人消費が安定的に伸びるまで、サラリーマン家庭を直撃する増税には踏み込むべきではないと考えますが、総理の見解を伺います。

さらに、政府は定率減税の半減だけではなく、廃止まで視野に入れ、その実行の可否は景気の動向を見ながら決めると伝えられています。この景気の動向とは具体的に何の尺度をもって判断されるのか、併せて総理に伺います。

国債管理政策について伺います。

平成十七年度末の国債の発行残高見込みは五百三十八兆円、国、地方を合わせて七百七十四兆円、対GDP比は一五〇%を超える規模となっています。なぜ、これまでに我が国の国債発行残高が増え、かつ増え続けるのか、その根本的な原因

はどこにあるのか、総理の見解を伺います。

発行主体としての利払い費の増大、保有主体にとつては含み損の発生によるバランスシートの毀損など、国債の金利変動による財政、経済のリスクは国債発行残高が増えれば増えるほど増します。今後の景気上昇局面における金利上昇リスクへはどのように対応していくのか。財務大臣が言うように、あるいは総理が言うように、財政規律の確保は最も重要な条件ですが、しかし財政規律の確保、維持、国債保有者層の多様化だけで対応は十分なのか、総理に伺います。

また、国債の長期金利の形成は市場に任せるのか、あるいはその動向については政府、日銀による一定の管理下に置くのかも併せて伺います。

政府は二〇一〇年代初頭に基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを均衡させるとしています。国の財政赤字が持続可能な水準でコントロールされるためには、これと併せ名目成長率が名目金利以上であることが必要です。しかしながら、近年は金利が名目成長率を上回る状態が長く継続しています。いわゆるリスクプレミアムによつて名目金利は名目成長率を上回るという有力な説があります。財政赤字の継続による国債発行残高の増大はこのリスクプレミアムの増大要因であり、名目金利と名目成長率が均衡することはかなり困難と見なければなりません。どういう条件になれば名目成長率が名目金利と均衡するのか、その道筋はどうなっているのか、またそれは二〇

一〇年代初頭までに達成可能なのか、経済財政担当大臣に伺います。

年金事業等の事務費に係る国の負担の特例措置に関して質問します。

年金保険事業制度においては、保険料は事業の事務の執行に要する費用に充当することを本来認めてはなりません。制度の運営に必要な経費は全額国費で負担することを基本としております。一方、他の政府管掌の保険事業では、事務等は保険料収入を充当することを基本としています。事務費に關し年金制度が独自の制度体系になっている理由を財務大臣にお聞きします。

法案は、本来国庫で負担すべきものに對し、一部保険料を充当するというものであります。その対象をこれまでより限定したことは半歩前進ではあります。しかし、保険料で事実上国庫支援を行うことに変わりはなく、本末転倒であります。高まっている年金制度への不信解消のためにも、年金保険料は保険給付金にしか充当しないという本来の原則に戻るべきと思います。財務大臣の見解を伺います。

もし、どうしても保険料で事務費を賄う必要があれば、制度の根本から議論し直し、特例法ではなく年金法等の改正を目指すのが筋と考えますが、併せて見解を伺います。

景気がこれから回復へ向かうための大きなキーワードは、成長期待と信頼であります。先行きは明るいと市場の確信が投資や消費の拡大につな

がり、お金の循環を円滑にすることは論をまちません。

この成長期待の形成と浸透には、本来であれば政府が大きな役割を果たさなければなりません。そのためには、市場と政府との間に一定の信頼関係が成立することが必要です。そのためには何をすべきか。

政府が何をしようとしているかについての明確な方針と具体策を明示し、それを確実に実行する。もしできなければ、大したことないとか、政策変更でありながら政策強化などごちゃごちゃ言わず、ごまかさず、きちんと説明責任を果たすことがまず必要であります。要するに、これまでの政府の対応とは正反対のことをしなければならぬということでありあります。

これまで、企業や国民の自助自立の精神と、それをばねにした懸命の努力を推進力として、経済は底割れることなく動いてきました。しかし、デフレからの脱却と本格的な景気回復の筋道は一向に見えていません。ちなみに、長い踊り場は世間では廊下と言います。今の状況は、その廊下が下り坂に向かっていくように思えて仕方がありません。

一方の官、すなわち信頼を勝ち得ないためにその推進力が機能しない政府・与党の下、この難局を乗り切つていかなければならないことにこの国の経済の苦しさとならざるを得ません。経済という生き物は、この苦しさとならざるに懸命に耐えてい

る、耐えかねない状況にきている。

総理は、眼光紙背に徹すれば物事が見えると、どこかの場で、記者会見でおっしゃいました。是非、眼光紙背に徹して今の状況を見ていただきたい。それでもこういう状況が分らないとすれば、総理の目こそ節穴であると、このことを申し上げまして、私の質問を終わらしていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 平野議員の質問に答弁いたします。

プラザ合意でございますが、一九八五年のプラザ合意により円高が進行し、日本経済には大きな影響があると思われました。このため、金融緩和や経済対策が実施されましたが、プラザ合意を乗り切つたため、日本経済に過度の自信が高まり、こうした要因がバブル発生の一因となつたと考えられます。

一方、民間部門では、世界経済のグローバル化が進展する中、製造業を中心に、円高に備え、競争力を強化するための改革を促す役割もあつたと考えております。

プラザ合意時と現在とでは、その間に、冷戦の終結やIT革命、我が国の少子高齢化の進展などの大きな環境変化があることから、一概に比較することは難しいと考えますが、当時と比べ現在は、公債発行額の累増等の財政状況の悪化が見られるため、内外の経済の状況を的確に把握し、構

造改革を通じて財政出動に頼らない民間主導の持続的な成長を図っていく必要性が一層高まっていると考えております。

内需主導型の経済成長についてでございますが、前川リポートでは内需主導型の経済成長に向けた経済構造変革の必要性が提言されておりまして、小泉内閣においては、デフレの克服と経済の活性化を目指し、金融、税制、規制、歳出の改革に全力を挙げて取り組んでまいりました。

こうした中、現在の日本経済は、不良債権処理や産業再生等が進展し、企業部門の有利子負債がバブル崩壊後最低の水準にまで低下するなど、経済の体質強化が実現されつつあり、また、我が国経済は、政府の財政出動に頼ることなく、設備投資など国内の民間需要を中心に回復してきております。

今後とも、官から民へ、国から地方への構造改革を一層推進することにより、改革の成果を地域や中小企業にも広く浸透させ、国内の民間需要主導の持続的な経済成長を図ってまいります。

少子高齢化や人口減少社会などの変化を踏まえた税制の在り方についてでございますが、人口減少社会の到来などの構造変化に対応し、活力ある経済社会を実現するためには、持続可能な財政を構築しなければなりません。このため、歳出の無駄を徹底的に排し、行財政改革を推進するとともに、社会保障給付などの公的サービスの費用を広く公平に分かち合い、持続的な経済社会の活性化

に資する税制を構築することが必要であります。

こうした観点から、これまでの政府・与党の方針に沿って、個人所得課税、消費税を中心に、税制改革の具体化に向けた取組を進めてまいります。

経済の今後の見通しと定率減税縮減の考え方でございますが、景気の現状を見ますと、昨年末の暖冬などの一時的な要因もあり、一部に弱い動きが続いておりますが、企業部門は前年と比べて収益の改善、設備投資の増加が依然として続くなど好調であり、家計部門に関しても失業率がここ十年來初めて趨勢的に低下するなど雇用環境の改善が進み、雇用人報酬が十一月期に増加に転じ、消費支出が一月に入り増加に転じるなど、所得環境の改善も進んでおり、大局的に見れば緩やかな景気回復が続いているものと考えております。

今後についても、世界経済の回復が続く中で、企業部門が引き続き改善することを背景に、景気回復が雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及する動きが強まり、消費は着実に増加すると見込まれることから、我が国経済は引き続き民間需要を中心とした回復を続けるものと考えております。

また、この定率減税の縮減の実施は来年の一月以降であり、定率減税の縮減を含めた一般の税制改正による平成十七年度の増収額は約一千七百億円となっていることも勘案しますと、定率減税の

縮減が時期尚早との御指摘は当たらないものと考えております。

定率減税見直しを判断する際の景気動向の尺度についてですが、この点に関しては、昨年末の与党税制改正大綱において、今後の景気動向を注視し、必要があれば機動的、弾力的に対応する旨の一文が盛り込まれていますが、これは、その時々経済状況やその後の見通しについて総合的に判断して対応するとの趣旨であり、あらかじめ一定の尺度を念頭に置いて対応を判断するという意味ではないものと考えております。この与党大綱も踏まえ、政府としては、今後とも、景気動向を注視しつつ、適時適切な対応を行ってまいります。

国債発行残高の累増についてでございますが、我が国の財政状況は、バブル経済崩壊後景気が低迷する中で、累次にわたる経済対策として歳出の拡大や減税措置を行ったことに加え、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等もあり、御指摘のとおり、非常に厳しいものとなっております。

私は、こうした状況を脱し、経済活力を維持しつつ将来にわたり持続可能な財政を構築していくためにも、改革なくして成長なしとの考え方の下、今後とも、各般の構造改革に併せて無駄な歳出を省くための徹底した歳出改革を進めるとともに、歳出面だけでなく、歳入面も含めた財政構造改革を進めていく必要があると考えております。金利上昇リスクへの対応でございますが、長期金利は、市場において景気の動向等内外の複合的

な要因によって決定されるものであり、政府や日銀の管理の下に置けるようなものではございません。一方で、実体経済が回復する前に景気回復を先取りして金利が過度に上昇することは、景気回復に悪影響を及ぼすおそれがあると考えております。また、多額の公債残高を抱えている現状を踏まえれば、国債金利の上昇による利払い費への影響などについて常に細心の注意を払わなければならないと考えております。

このため、引き続き、市場の動向について注視するとともに、歳出、歳入両面からバランスの取れた財政構造改革を進めていくことが国債に対する信頼を確保していく観点からも重要であると考えます。その上で、市場の動向等を踏まえた国債の発行や個人向け国債の販売等による保有者層の多様化など、国債管理政策の適切な運営に努めるとともに、日銀と一体となって市場の安定を目指してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) 平野議員にお答えいたします。

まず、為替介入と外貨準備についてのお尋ねがございました。

我が国の為替介入は、市場の思惑的、無秩序な動きに対応して、相場行き過ぎを防いで乱高下を抑制するということを目的としているものでございます。

官 報 (号 外)

二〇〇三年から二〇〇四年三月までの間、おおむね三十五兆円の為替介入を実施したところでございますが、これは当時のイラク情勢等の地政学的リスクや米国の双子の赤字への過度の注目等から、経済ファンダメンタルズを反映しない思惑的なドル売りが非常に強かったことに対応したものでございます。

政府としては、今後とも、為替市場の動向をよく注視して、経済ファンダメンタルズを反映しない過度の変動や行き過ぎがあった場合には、適切に対処していく考えであります。

なお、これまでの介入の結果、我が国の外貨準備は八千四百六億ドルとなっております。また、十六年度末に見込まれる外為特会の評価損は約十一兆四千億円でございますが、外貨準備は、必要な為替介入等に備え、外貨を外貨として保有し続けることに意味がございます。円建ての評価損が特会の運営に直ちに影響を与えるものではございません。

次に、年金事務費に係る国の負担の特例措置に関して御議論がございました。

年金事務費の費用負担については、年金が広く国民を対象とした制度でございますので、国民年金法等の本則において全額を国庫で負担することとされております。

他方、年金事務費は年金給付に要するコストでありますから、保険料で負担すべきとの考え方もございますし、議員が御指摘のように、労働保険

等では保険料を基本的には事務経費に充てていることにかんがみれば、特例として、年金事務費に保険料を充てることも許されると考えております。平成十七年度においても国の厳しい財政状況にかんがみて特例措置を継続することとしております。

なお、年金事務費の財源の在り方については、恒久的な制度改正を行うべきだとの考え方も含めまして様々な意見がございますが、仮に国庫負担の原則を恒久的に変更する場合には、制度全体の議論が必要になるために、社会保険庁改革の動向なども踏まえて今後検討を重ねてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 平野達男議員から一問、名目成長率と名目金利の関係についてお尋ねがございました。

名目成長率と名目長期金利の関係につきましては、いわゆる経済理論上の概念であります定常状態ではこれは等しくなるという考え方がございます。過去の現実を見ますと、その時々でこれは様々に変わるわけでございますが、ちなみに一九六六年から二〇〇四年までの長期平均で見ますと、名目長期金利の方が名目成長率を下回っている状況になっております。

近年のデフレ状況におきましては、これが逆転しているわけでございます。しかしながら、まず第一に、財政赤字の縮減のプロセスを明示するこ

とによりまして財政に対する信頼感を高め、リスクプレミアムを増大を抑えること、そして第二に、デフレの克服と経済活性化によって名目成長率を高めていくこと、それらによりまして、名目成長率と名目金利が均衡する条件を整えることができるというふうに考えているところでございます。

骨太方針二〇〇四におきましては、この二年間でデフレからの脱却を確実なものとするとしておりまして、「改革と展望—二〇〇四年度改定」の参考試算におきまして、このようなシナリオが実現されていくということを考えております。

いずれにしましても、政府、日銀一体となりましてデフレ克服を目指した取組を推進するなど、適切な経済運営を行ってまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五分散会

出席者は左のとおり。

議長	扇 千景君
副議長	角田 義一君
議員	近藤 正道君
	山本 保君
	鰐淵 洋子君
	又市 征治君

大田 昌秀君	谷合 正明君
西田 実仁君	坂本由紀子君
洲上 貞雄君	浮島とも子君
浜田 昌良君	澤 雄二君
小泉 昭男君	田 英夫君
遠山 清彦君	山本 香苗君
松 あきら君	福本 潤一君
佐藤 昭郎君	山谷えり子君
福島みずほ君	加藤 修一君
高野 博師君	弘友 和夫君
渡辺 孝男君	木村 仁君
亀井 郁夫君	山口那津男君
山下 栄一君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浅野 勝人君
谷川 秀善君	常田 享詳君
浜四津敏子君	風間 昶君
白浜 一良君	草川 昭三君
木庭健太郎君	太田 豊秋君
魚住 汎英君	南野知恵子君
西銘順志郎君	柏村 武昭君
福島啓史郎君	段本 幸男君
末松 信介君	中川 雅治君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	野村 哲郎君
小池 正勝君	北川イッセイ君
岸 信夫君	河合 常則君
藤野 公孝君	松山 政司君
有村 治子君	中川 義雄君

中島 啓雄君	大仁田 厚君	山本 一太君	矢野 哲朗君	伊藤 基隆君	朝日 俊弘君	国務大臣
吉田 博美君	小林 温君	鈴木 政二君	林 芳正君	平田 健二君	田名部匡省君	内閣総理大臣
岩城 光英君	小斉平敏文君	武見 敏三君	北岡 秀二君	渡辺 秀央君	西岡 武夫君	財務大臣
加納 時男君	市川 一朗君	中島 眞人君	中原 爽君	広中和歌子君	山下八洲夫君	国務大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策))
岩永 浩美君	大野つや子君	橋本 聖子君	青木 幹雄君	田村 秀昭君	大石 正光君	竹中 平蔵君
三浦 一水君	阿部 正俊君	松田 岩夫君	陣内 孝雄君	今泉 昭君	蓮 舫君	内閣官房副長官
金田 勝年君	岩井 國臣君	中曾根弘文君	真鍋 賢二君	林 久美子君	広田 一君	内閣官房副長官
荒井 広幸君	松村 龍二君	山東 昭子君	竹山 裕君	仁比 聡平君	前川 清成君	副大臣
泉 信也君	景山俊太郎君	桜井 新君	関谷 勝嗣君	島田智哉子君	小林美恵子君	内閣府副大臣
溝手 顕正君	吉村剛太郎君	倉田 寛之君	尾立 源幸君	芝 博一君	津田弥太郎君	内閣府副大臣
佐藤 泰三君	若林 正俊君	藤末 健三君	富岡由紀夫君	犬塚 直史君	紙 智子君	財務副大臣
鴻池 祥肇君	田中 直紀君	松下 新平君	糸数 慶子君	松井 孝治君	鈴木 寛君	文部科学副大臣
杵掛 哲男君	片山虎之助君	水岡 俊一君	藤本 祐司君	岩本 司君	榛葉賀津也君	厚生労働副大臣
藤井 基之君	加治屋義人君	足立 信也君	那谷屋正義君	ツルン・マルティ君	大門実紀史君	
伊達 忠一君	鈴木 陽悦君	白 眞勲君	下田 敦子君	井上 哲士君	内藤 正光君	
長谷川憲正君	松村 祥史君	小林 正夫君	柳澤 光美君	浅尾慶一郎君	木俣 佳丈君	
水落 敏栄君	山本 順三君	喜納 昌吉君	加藤 敏幸君	高橋 千秋君	谷 博之君	
黒岩 宇洋君	愛知 治郎君	主演 了君	神本美恵子君	藤原 正司君	小池 晃君	
椎名 一保君	萩原 健司君	山根 隆治君	池口 修次君	羽田雄一郎君	大江 康弘君	
岡田 直樹君	秋元 司君	若林 秀樹君	平野 達男君	齋藤 勁君	和田ひろ子君	
関口 昌一君	鶴保 庸介君	辻 泰弘君	大塚 耕平君	小川 勝也君	家西 悟君	
野上浩太郎君	荒井 正吾君	森 ゆうこ君	工藤堅太郎君	吉川 春子君	市田 忠義君	
後藤 博子君	舛添 要一君	広野ただし君	高嶋 良充君	奥石 東君	江田 五月君	
森元 恒雄君	田村耕太郎君	佐藤 雄平君	小川 敏夫君	佐藤 泰介君	柳田 稔君	
岡田 広君	脇 雅史君	郡司 彰君	福山 哲郎君	千葉 景子君	岡崎トミ子君	
山内 俊夫君	世耕 弘成君	櫻井 充君	円 より子君	前田 武志君	築瀬 進君	
山下 英利君	山崎 力君	直嶋 正行君	山本 孝史君	北澤 俊美君	峰崎 直樹君	
田村 公平君	田浦 直君	小林 元君	佐藤 道夫君			

議長の報告事項

去る二月九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任 補欠

農林水産委員

辞任 補欠

決算委員

辞任 補欠

西田 実仁君 補欠 浜田 昌良君

官 報 (号 外)

行政監視委員

辞任

補欠

松岡 徹君

島田智哉子君

浜田 昌良君

西田 実仁君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

尾立 源幸君

松岡 徹君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

電波法の一部を改正する法律案(関法第三三三号)
不動産登記法等の一部を改正する法律案(関法第三四号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査

一、派遣委員

山口那津男 荒井 広幸
後藤 博子 鶴保 庸介
岩本 司 浜田 昌良

狩野 安 北岡 秀二

佐藤 泰三 水落 敏栄

岡崎トミ子 津田弥太郎

和田ひろ子 渡辺 秀央

浮島とも子 吉川 春子

近藤 正道

一、派遣地 京都府 兵庫県

一、期間 二月十六日及び十七日の二日間

一、費用 概算八六七、三八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

平成十七年二月九日

行政監視委員長 山口那津男

参議院議長 扇 千景殿

委員派遣承認要求書

一、目的 国会図書館関西館の活動状況等に関する実情調査

一、派遣委員

溝手 顕正 金田 勝年

小斉平敏文 松山 政司

櫻井 充 平田 健二

弘友 和夫 大江 康弘

一、派遣地 京都府

一、期間 二月十六日及び十七日の二日間

一、費用 概算三六〇、六四〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

平成十七年二月九日

参議院議長 扇 千景殿

委員派遣承認要求書

一、目的 経済・産業・雇用に関する実情調査

一、派遣委員

広中和歌子 加納 時男

北岡 秀二 朝日 俊弘

辻 泰弘 松 あきら

小野 清子 大野つや子

小泉 昭男 西島 英利

松村 祥史 小林 正夫

広田 一 和田ひろ子

浜田 昌良 井上 哲士

淵上 貞雄

一、派遣地 京都府

一、期間 二月十七日及び十八日の二日間

一、費用 概算六一三、三六〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の八において準用する第八十条の二により承認を求めます。

平成十七年二月九日

参議院議長 扇 千景殿

委員派遣承認要求書

一、目的 少子高齢社会に関する実情調査

一、派遣委員

清水嘉与子 中島 啓雄

中原 爽 山谷えり子

神本美恵子 羽田雄一郎

山本 香苗 岩城 光英

荻原 健司 狩野 安

後藤 博子 坂本由紀子

岡崎トミ子 加藤 敏幸

島田智哉子 柳澤 光美

山本 孝史 山本 保

鰐淵 洋子 小林美恵子

一、派遣地 大阪府 兵庫県

一、期間 二月十七日及び十八日の二日間

一、費用 概算七四八、八〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の八において準用する第八十条の二により承認を求めます。

平成十七年二月九日

参議院議長 扇 千景殿

少子高齢社会に関する調査会長 清水嘉与子

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

抗がん剤イレッサの有効性検証に関する質問主意書(小池晃君提出)(第二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律

去る二月十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

高橋 千秋君

決算委員

辞任

高橋 千秋君

補欠

大塚 耕平君

行政監視委員

辞任

島田智哉子君

補欠

西田 実仁君

松岡 徹君

浜田 昌良君

西田 実仁君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

障害者自立支援法案(閣法第三五号)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

去る二月十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

高橋 千秋君

補欠

大塚 耕平君

水岡 俊一君

藤末 健三君

辞任

大塚 耕平君

高橋 千秋君

決算委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

高橋 千秋君

議院運営委員

辞任

遠山 清彦君

補欠

水岡 俊一君

去る二月十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

藤末 健三君

補欠

水岡 俊一君

決算委員

辞任

水岡 俊一君

補欠

藤末 健三君

遠山 清彦君

議院運営委員

辞任

遠山 清彦君

補欠

水岡 俊一君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

藤末 健三君

補欠

尾立 源幸君

少子高齢社会に関する調査会委員

辞任

小川 勝也君

補欠

高橋 千秋君

同日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第三号)

同日議院運営委員長から二月九日提出し、同日議長の承認を得た国立国会図書館関西館の活動状況等に関する実情調査のための委員派遣は、都合により取りやめる旨の文書が提出された。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃君提出抗がん剤イレッサの有効性検証に関する質問に対する答弁書(第二号)

同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成十五年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意見書を受領した。

去る二月十六日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

尾立 源幸君

補欠

藤末 健三君

少子高齢社会に関する調査会委員

辞任

高橋 千秋君

補欠

小川 勝也君

去る二月十八日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案(閣法第四四号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

去る二月二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

山本 孝史君

補欠

高橋 千秋君

決算委員

辞任

武見 敬三君

補欠

松山 政司君

山本 順三君

愛知 治郎君

高橋 千秋君

山本 孝史君

官 報 (号 外)

行政監視委員 辞任 愛知 治郎君 補欠 山本 順三君	去る二月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員	山本 保君 渡辺 孝男君 白浜 一良君	る法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五一号)
議院運営委員 辞任 松山 政司君 補欠 武見 敏三君	去る二月二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員	同日内閣から次の議案が提出された。 専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件(閣条第三号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。 結核予防法改正に伴うBCG予防接種の対象年齢引下げに関する質問主意書(小池晃君提出)(第四号)
予算委員 辞任 秋元 司君 補欠 河合 常則君	去る二月二十四日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	刑法等の一部を改正する法律案(閣法第五二号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日内閣から、国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成十五年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。
決算委員 辞任 高橋 千秋君 補欠 山本 孝史君	去る二月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)	同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十五年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。
行政監視委員 辞任 山本 順三君 補欠 愛知 治郎君	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)	去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員 辞任 武見 敏三君 補欠 松山 政司君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四七号)	予算委員 辞任 山本 孝史君 補欠 峰崎 直樹君
行政監視委員 辞任 山本 順三君 補欠 愛知 治郎君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)	決算委員 辞任 林 久美子君 補欠 島田智哉子君
議院運営委員 辞任 武見 敏三君 補欠 松山 政司君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)	峰崎 直樹君 山本 孝史君
行政監視委員 辞任 山本 順三君 補欠 愛知 治郎君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律案(閣法第四九号)	

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際問題に関する調査会委員 辞任 補欠 松下 新平君 大久保 勉君 同日議員から次の議案が提出された。 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外八名発議)(参第一号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案(鳩山由紀夫君外五名提出)(衆第四号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第三号) 結核予防法改正に伴うBCG予防接種の対象年齢引下げに関する質問主意書(小池晃君提出)(第四号) 去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員 辞任 補欠 峰崎 直樹君 山本 孝史君 決算委員 辞任 補欠 島田智哉子君 林 久美子君 山本 孝史君 峰崎 直樹君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国際問題に関する調査会委員 辞任 補欠 大久保 勉君 尾立 源幸君 同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 補欠 国井 正幸君 椎名 一保君 魚住裕一郎君 荒木 清寛君 白浜 一良君 高野 博師君 山口那津男君 加藤 修一君 同日内閣から次の議案が提出された。 下水道法の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 航空法の一部を改正する法律案(閣法第五八号) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案(閣法第五九号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 少年法等の一部を改正する法律案(閣法第五三号) 国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第五四号) 学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第五五号) 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案(閣法第五六号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。	在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環境調査に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第六号) 同日議長は、二月二十三日のボリスラフ・ヴェリコフ・ブルガリア共和国国民議会議長就任に際し、同議長宛、祝辞を発送した。 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 補欠 犬塚 直史君 今泉 昭君 外交防衛委員 辞任 補欠 今泉 昭君 犬塚 直史君 国家基本政策委員 辞任 補欠 興石 東君 山本 孝史君 円より子君 主濱 了君 予算委員 辞任 補欠 泉 信也君 片山虎之助君 小林 正夫君 柳田 稔君 主濱 了君 円より子君 山本 孝史君 興石 東君 風間 昶君 谷合 正明君 議院運営委員 辞任 補欠 谷合 正明君 風間 昶君	懲罰委員 辞任 補欠 片山虎之助君 泉 信也君 柳田 稔君 小林 正夫君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際問題に関する調査会委員 辞任 補欠 尾立 源幸君 大久保 勉君 経済・産業・雇用に関する調査会委員 辞任 補欠 松 あきら君 浜四津敏子君 同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 補欠 椎名 一保君 国井 正幸君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 山口那津男君 高野 博師君 白浜 一良君 同日調査会において選任した理事は次のとおりである。 経済・産業・雇用に関する調査会 理事 浜四津敏子君(松あきら君の補欠) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二一号) 平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第二号)
---	--	--	---

官 報 (号 外)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。 平成十七年度一般会計予算(閣予第四号) 平成十七年度特別会計予算(閣予第五号) 平成十七年度政府関係機関予算(閣予第六号) 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外八名発議) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 国家公務員倫理規程の改正に関する質問主意書(山本孝史君提出)(第五号) 去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員 主任 補欠 主 演 了君 円 より子君 山 本 孝史君 奥石 東君 予算委員 主任 補欠 奥石 東君 山本 孝史君 円 より子君 主 演 了君 柳田 稔君 小林 正夫君 谷合 正明君 木庭健太郎君 福本 潤一君 浮島とも子君		行政監視委員 主任 補欠 浮島とも子君 福本 潤一君 議院運営委員 主任 補欠 風間 昶君 谷合 正明君 懲罰委員 主任 補欠 小林 正夫君 柳田 稔君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 経済・産業・雇用に関する調査会委員 主任 補欠 浜四津敏子君 松 あきら君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 外務省のワイン等酒類及び絵画等美術品の購入に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第七号) 外務省の「主張する日本外交」における予算措置に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第八号) 去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員 主任 補欠 緒方 靖夫君 仁比 聡平君 国土交通委員 主任 補欠 仁比 聡平君 緒方 靖夫君		予算委員 主任 補欠 片山虎之助君 泉 信也君 辻 泰弘君 加藤 敏幸君 前川 清成君 芝 博一君 浮島とも子君 福本 潤一君 木庭健太郎君 風間 昶君 紙 智子君 小池 晃君 決算委員 主任 補欠 加藤 敏幸君 辻 泰弘君 行政監視委員 主任 補欠 福本 潤一君 浮島とも子君 議院運営委員 主任 補欠 芝 博一君 前川 清成君 懲罰委員 主任 補欠 泉 信也君 片山虎之助君 同日内閣から次の議案が提出された。 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(閣法第六一号) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案(閣法第六二号) 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第六三号) 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第六四号) 森林組合法の一部を改正する法律案(閣法第六五号) 種苗法の一部を改正する法律案(閣法第六六号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第六〇号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員福島みずほ君提出JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問に対する答弁書(第三号) 参議院議員小池晃君提出結核予防法改正に伴うBCG予防接種の対象年齢引下げに関する質問に対する答弁書(第四号) 一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員 主任 補欠 仁比 聡平君 緒方 靖夫君 国土交通委員 主任 補欠 緒方 靖夫君 仁比 聡平君 予算委員 主任 補欠 加藤 敏幸君 辻 泰弘君 芝 博一君 前川 清成君 小池 晃君 紙 智子君	
---	--	--	--	---	--

大門実紀史君 小林美恵子君 福島みずほ君 近藤 正道君 決算委員 辞任 補欠	辻 泰弘君 加藤 敏幸君 小林美恵子君 大門実紀史君 行政監視委員 辞任 補欠	近藤 正道君 福島みずほ君 議院運営委員 辞任 補欠	前川 清成君 芝 博二君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 印紙税に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第九号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環境調査に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第六号)	外務省のワイン等酒類及び絵画等美術品の購入に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第七号)	外務省の「主張する日本外交」における予算措置に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第八号)	昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 文教科科学委員 辞任 補欠	小林美恵子君 小池 晃君 平成十七年三月九日 参議院会議録第六号 議長の報告事項
厚生労働委員 辞任 補欠 小池 晃君 小林美恵子君 国家基本政策委員 辞任 補欠	井上 哲士君 紙 智子君 予算委員 辞任 補欠	紙 智子君 井上 哲士君 小林美恵子君 大門実紀史君 近藤 正道君 福島みずほ君 決算委員 辞任 補欠	大門実紀史君 小林美恵子君 行政監視委員 辞任 補欠	福島みずほ君 近藤 正道君 議院運営委員 辞任 補欠	谷合 正明君 加藤 修一君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 補欠	峰崎 直樹君 家西 悟君 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 補欠	緒方 靖夫君 仁比 聡平君
同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。 日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議案(溝手顕正君外六名発議)	京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案(溝手顕正君外六名発議)	同日内閣から次の議案が提出された。 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案(閣法第六八号)	同日内閣から次の内閣提出案を受領した。 湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六七号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 道路交通法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外四名提出)(衆第五号)	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員山本孝史君提出国家公務員倫理規程の改正に関する質問に対する答弁書(第五号)	
同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (四月一日任期満了による再任) 小澤 治文 同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (近く辞職予定の高木佳子の後任) 橋本 瑞枝 (組織改正による新規増員) 上村 直子 (組織改正による新規増員) 稲葉 馨 (組織改正による新規増員) 新美 育文	同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (五月二十三日任期満了の荻野直紀の後任) 吉田 信行	同日内閣から、左記の者を預金保険機構監事に任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (近く辞職予定の中嶋敬雄の後任) 高橋 瞳					

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月七日任期満了の植田和男の後任)

西村 清彦

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成十六年十一月十四日辞職の立川敬二の後任)

森尾 稔

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成十六年三月十三日任期満了の飯野靖四の後任)

遠藤 久夫

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長及び同委員に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月十三日任期満了の土井豊の後任)(委員長)

大槻玄太郎

(大槻玄太郎の後任)(委員) 粥川 正敏
(三月三十一日任期満了の橋本宏子の後任)(委員) 関野杜滋子

日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議案
右の議案を決議する。
平成十七年三月八日

賛成者

溝手 顕正 金田 勝年

小斉平敏文 松山 政司

櫻井 充 平田 健二

弘友 和夫

賛成者

荻原 健司 岸 信夫

北川イッセイ 小泉 昭男

末松 信介 中川 雅治

二之湯 智 松村 祥史

三浦 一水 大江 康弘

工藤堅太郎 芝 博一

下田 敦子 藤本 祐司

藤原 正司 柳澤 光美

加藤 修一 鰐淵 洋子

紙 智子 洲上 貞雄

参議院議長 扇 千景殿

日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議案
一八五五年に日露通好条約が調印され、両国の間に公式な関係が樹立されるとともに、択捉島とウルップ島の間に両国の国境が平和裡に画定された。同条約の調印から、本年は百五十周年に当た

る。日露両国の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼関係を構築し、この日露通好条約に調印したが、以来百五十年の両国間の歴史を想い、国民とともに深い感慨を覚える。

日本とロシアは、両国の利益に合致した隣国として真の安定的な平和友好関係の構築に向けて尽力すべきであり、日露関係をその潜在力に見合ったレベルに引き上げることが必要である。

しかしながら、戦後六十年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露通好百五十周年という歴史的に重要な節目の年に当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、全国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約締結交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露関係を大きく発展させるため、最大限の努力を継続するべきである。

右決議する。

京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案
右の議案を決議する。
平成十七年三月八日

賛成者

溝手 顕正 金田 勝年

小斉平敏文 松山 政司

櫻井 充 平田 健二

弘友 和夫

賛成者

荻原 健司 岸 信夫

北川イッセイ 小泉 昭男

末松 信介 中川 雅治

二之湯 智 松村 祥史

三浦 一水 大江 康弘

工藤堅太郎 芝 博一

下田 敦子 藤本 祐司

藤原 正司 柳澤 光美

加藤 修一 鰐淵 洋子

紙 智子 洲上 貞雄

参議院議長 扇 千景殿

京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案

地球温暖化現象が、二十一世紀における最も深刻な問題の一つとなる中で、国際社会の十数年に

及ぶ努力の結果、京都議定書は、二〇〇五年二月十六日に発効するに至った。このことは、我が国が地球温暖化防止京都会議(COP3)の議長国として一定の役割を果たすことができたばかりでなく、国際社会、未来世代にとっても大変喜ぶべきことであり、実に画期的な出来事である。我が国は、速やかに「京都議定書目標達成計画」を策定・実施の上、京都議定書締約国会議(COP/MOP)において主導的役割を果たし、各国における合意内容の履行に向けて、最大限に効果的、積極的な推進を図るべきである。また、同時に世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し改めて参加を促すべきである。

今後の地球の気候安定化を目指すためには、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の評価報告書が指摘するように、温室効果ガス排出量を半分以上削減することが急務であるが、京都議定書後の二〇一三年以降の削減約束は未だ国際合意に至っていない。我が国は、この度の発効を契機に京都議定書以後の新枠組形成に向けて、人類益の視点から積極的に国際的なリーダーシップを発揮すべきである。

新枠組の交渉においては、早期に新たな国際合意を目指し、米国、そして中国、インドを始めとした途上国を含む世界各国が参加できる共通の枠組の構築に向けて、京都議定書の国際合意を踏まえつつ、より実効性の高いスキームになるように最大限努力するとともに、地球の気候安定化が一

層効果的に進むことを強く訴えるものである。
右決議する。

投票者氏名

日程第一 国家公務員等の任命に関する件「人事官(小澤治文君)」

賛成者氏名

一二七名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
荒井 広幸君	有村 治子君
泉 信也君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河合 常則君
木村 仁君	岸 信夫君
北岡 秀二君	北川イッセイ君
杏掛 哲男君	倉田 寛之君
小池 正勝君	小泉 昭男君
小斉平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
坂本由紀子君	桜井 新君

山東 昭子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
段本 幸男君	中川 雅治君
中川 義雄君	中島 啓雄君
中島 真人君	中曽根弘文君
中原 爽君	中村 博彦君
二之湯 智君	西島 英利君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	南野知恵子君
長谷川憲正君	橋本 聖子君
林 芳正君	福島啓史郎君
藤井 基之君	藤野 公孝君
真鍋 賢二君	舩添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森元 恒雄君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山下 英利君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君

反対者氏名

九一名

脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	田 英夫君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
犬塚 直史君	今泉 昭君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 正光君	大江 康弘君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君

北澤 俊美君	工藤堅太郎君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	加納 時男君	柏村 武昭君	真鍋 賢二君	舛添 要一君
郡司 彰君	小林 正夫君	渡辺 秀央君	井上 哲士君	片山虎之助君	金田 勝年君	松田 岩夫君	松村 祥史君
小林 元君	奥石 東君	市田 忠義君	紙 智子君	亀井 郁夫君	河合 常則君	松村 龍二君	松山 政司君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	小池 晃君	小林美恵子君	木村 仁君	岸 信夫君	三浦 一水君	水落 敏栄君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	大門実紀史君	仁比 聡平君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	溝手 顕正君	森元 恒雄君
櫻井 充君	芝 博一君	吉川 春子君	糸数 慶子君	杵掛 哲男君	倉田 寛之君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
島田智哉子君	下田 敦子君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君	小池 正勝君	小泉 昭男君	山崎 力君	山下 英利君
主濱 了君	榛葉賀津也君	角田 義一君		小斉平敏文君	小林 温君	山谷えり子君	山本 一太君
田名部匡省君	田村 秀昭君			後藤 博子君	鴻池 祥肇君	山本 順三君	吉田 博美君
高嶋 良充君	高橋 千秋君			坂本由紀子君	桜井 新君	脇 雅史君	若林 正俊君
谷 博之君	千葉 景子君			山東 昭子君	椎名 一保君	脇 雅史君	足立 信也君
シレン マルティン君	津田弥太郎君			陣内 孝雄君	末松 信介君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	伊藤 基隆君	家西 悟君
那谷屋正義君	内藤 正光君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	池口 修次君	犬塚 直史君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君			田浦 直君	田中 直紀君	今泉 昭君	岩本 司君
白 眞勲君	林 久美子君			田村 公平君	田村耕太郎君	江田 五月君	小川 勝也君
平田 健二君	平野 達男君			伊達 忠一君	竹山 裕君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
広田 一君	広中和歌子君			武見 敬三君	谷川 秀善君	大石 正光君	大江 康弘君
広野ただし君	福山 哲郎君			段本 幸男君	鶴保 庸介君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
藤末 健三君	藤本 祐司君			中川 雅治君	中川 義雄君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
藤原 正司君	前川 清成君			中島 啓雄君	中島 眞人君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
前田 武志君	松井 孝治君			中曽根弘文君	中原 爽君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君
松下 新平君	円 より子君			二之湯 智君	西島 英利君	小林 正夫君	小林 元君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君			西銘順志郎君	野上浩太郎君	奥石 東君	佐藤 泰介君
森 ゆうこ君	築瀬 進君			野村 哲郎君	南野知恵子君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
柳澤 光美君	柳田 稔君			長谷川憲正君	橋本 聖子君	齋藤 勁君	櫻井 充君
山下八洲夫君	山根 隆治君			林 芳正君	福島啓史郎君	芝 博一君	島田智哉子君
山本 孝史君	蓮 舫君			藤井 基之君	藤野 公孝君	下田 敦子君	主濱 了君

平成十七年三月九日 参議院会議録第六号 投票者氏名

榛葉賀津也君	鈴木 寛君	谷合 正明君	遠山 清彦君	魚住 汎英君	大仁田 厚君	野村 哲郎君	南野知恵子君
田名部匡省君	田村 秀昭君	西田 実仁君	浜田 昌良君	大野つや子君	太田 豊秋君	長谷川憲正君	橋本 聖子君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	岡田 直樹君	岡田 広君	林 芳正君	福島啓史郎君
谷 博之君	千葉 景子君	福本 潤一君	松 あきら君	荻原 健司君	加治屋義人君	藤井 基之君	藤野 公孝君
ヅルキン マルティン君	津田弥太郎君	山口那津男君	山下 栄一君	加納 時男君	柏村 武昭君	真鍋 賢二君	舩添 要一君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君	山本 香苗君	山本 保君	片山虎之助君	金田 勝年君	松田 岩夫君	松村 祥史君
那谷屋正義君	内藤 正光君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	亀井 郁夫君	河合 常則君	三浦 龍二君	松山 政司君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	井上 哲士君	市田 忠義君	木村 仁君	岸 信夫君	溝手 顕正君	水落 敏栄君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	紙 智子君	小池 晃君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	矢野 哲朗君	森元 恒雄君
林 久美子君	平田 健二君	小林美恵子君	大門実紀史君	杵掛 哲男君	倉田 寛之君	山崎 力君	山下 俊夫君
平野 達男君	広田 一君	仁比 聡平君	吉川 春子君	小池 正勝君	小泉 昭男君	山谷えり子君	山本 一太君
広中和歌子君	広野ただし君	大田 昌秀君	近藤 正道君	小斉平敏文君	小林 温君	山本 順三君	吉田 博美君
福山 哲郎君	藤末 健三君	田 英夫君	福島みずほ君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	山本 剛太郎君	若林 正俊君
藤本 祐司君	藤原 正司君	洲上 貞雄君	又市 征治君	坂本由紀子君	桜井 新君	脇 雅史君	荒木 清寛君
前川 清成君	前田 武志君	糸数 慶子君	黒岩 宇洋君	山東 昭子君	椎名 一保君	脇 雅史君	浮島とも子君
松井 孝治君	松下 新平君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	陣内 孝雄君	末松 信介君	魚住裕一郎君	風間 昶君
円 より子君	水岡 俊一君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	加藤 修一君	白浜 一良君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		○名	関口 昌一君	関谷 勝嗣君	草川 昭三君	木庭健太郎君
築瀬 進君	柳澤 光美君			田浦 直君	田中 直紀君	澤 雄二君	谷合 正明君
柳田 稔君	山下八洲夫君			田村 耕太郎君	田村耕太郎君	高野 博師君	西田 実仁君
山根 隆治君	山本 孝史君			伊達 忠一君	竹山 裕君	遠山 清彦君	浜田 昌良君
蓮 舫君	和田ひろ子君			武見 敬三君	谷川 秀善君	松 あきら君	福本 潤一君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君			段本 幸男君	鶴保 庸介君	弘友 和夫君	山口那津男君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君			中川 雅治君	中川 義雄君	山下 栄一君	山本 香苗君
浮島とも子君	加藤 修一君			中島 啓雄君	中島 眞人君	山本 保君	渡辺 孝男君
風間 昶君	草川 昭三君			中曾根弘文君	中原 爽君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君
木庭健太郎君	澤 雄二君			中村 博彦君	西島 英利君	市田 忠義君	紙 智子君
白浜 一良君	高野 博師君			西銘順志郎君	野上浩太郎君		

日程第一 国家公務員等の任命に関する件「情報公開・個人情報保護審査会委員(稲葉馨君)」
賛成者氏名 一三五名

反対者氏名

○名

反対者氏名		賛成者氏名	
小池 晃君	小林美恵子君	高橋 千秋君	谷 博之君
大門実紀史君	仁比 聡平君	千葉 景子君	シヅメ マルイ君
吉川 春子君	大田 昌秀君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
近藤 正道君	田 英夫君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
福島みずほ君	淵上 貞雄君	内藤 正光君	直嶋 正行君
又市 征治君		西岡 武夫君	羽田雄一郎君
		白 眞勲君	林 久美子君
	八五名	平田 健二君	平野 達男君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	広田 一 君	広中和歌子君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	広野ただし君	福山 哲郎君
家西 悟君	池口 修次君	藤末 健三君	藤本 祐司君
犬塚 直史君	今泉 昭君	藤原 正司君	前川 清成君
岩本 司君	江田 五月君	前田 武志君	松井 孝治君
小川 勝也君	小川 敏夫君	松下 新平君	円 より子君
尾立 源幸君	大石 正光君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
大江 康弘君	大塚 耕平君	森 ゆうこ君	築瀬 進君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	柳澤 光美君	柳田 稔君
神本美恵子君	木俣 佳丈君	山下八洲夫君	山根 隆治君
喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	山本 孝史君	蓮 舩君
郡司 彰君	小林 正夫君	和田ひろ子君	若林 秀樹君
小林 元君	奥石 東君	渡辺 秀央君	糸数 慶子君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	角田 義一君	
櫻井 充君	芝 博一君		
島田智哉子君	下田 敦子君		
主演 了君	榛葉賀津也君		
鈴木 寛君	田名部匡省君		
田村 秀昭君	高嶋 良充君		
		阿部 正俊君	愛知 治郎君
		日程第一 国家公務員等の任命に関する件「社会 保険審査会委員(粥川正敏君)」	二一六名
		賛成者氏名	
		青木 幹雄君	秋元 司君
		浅野 勝人君	荒井 正吾君
		荒井 広幸君	有村 治子君
		泉 信也君	岩井 國臣君
		岩城 光英君	岩永 浩美君
		魚住 汎英君	大仁田 厚君
		大野つや子君	太田 豊秋君
		岡田 直樹君	岡田 広君
		荻原 健司君	加治屋義人君
		加納 時男君	柏村 武昭君
		片山虎之助君	金田 勝年君
		亀井 郁夫君	河合 常則君
		木村 仁君	岸 信夫君
		北岡 秀二君	北川イッセイ君
		杓掛 哲男君	倉田 寛之君
		小池 正勝君	小泉 昭男君
		小斉平敏文君	小林 温君
		後藤 博子君	鴻池 祥肇君
		坂本由紀子君	桜井 新君
		山東 昭子君	椎名 一保君
		陣内 孝雄君	末松 信介君
		鈴木 政二君	世耕 弘成君
		関口 昌一君	関谷 勝嗣君
		田浦 直君	田中 直紀君
		田村 公平君	田村耕太郎君
		伊達 忠一君	竹山 裕君
		武見 敬三君	谷川 秀善君
		段本 幸男君	鶴保 庸介君
		中川 雅治君	中川 義雄君
		中島 啓雄君	中島 眞人君
		中曽根弘文君	中原 爽君
		中村 博彦君	二之湯 智君
		西島 英利君	西銘順志郎君
		野上浩太郎君	野村 哲郎君
		南野知恵子君	長谷川憲正君
		橋本 聖子君	林 芳正君
		福島啓史郎君	藤井 基之君
		藤野 公孝君	真鍋 賢二君
		舩添 要一君	松田 岩夫君
		松村 祥史君	松村 龍二君
		松山 政司君	三浦 一水君
		水落 敏栄君	溝手 顕正君
		森元 恒雄君	矢野 哲朗君
		山内 俊夫君	山崎 力君
		山下 英利君	山谷えり子君
		山本 一太君	山本 順三君
		吉田 博美君	吉村剛太郎君
		若林 正俊君	脇 雅史君
		足立 信也君	浅尾慶一郎君
		朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
		家西 悟君	池口 修次君
		犬塚 直史君	今泉 昭君
		岩本 司君	江田 五月君
		小川 勝也君	小川 敏夫君
		尾立 源幸君	大石 正光君
		大江 康弘君	大塚 耕平君

平成十七年三月九日 参議院会議録第六号 投票者氏名

岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	築瀬 進君	柳澤 光美君	日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案(溝手顕正君外六名賛議)	椎名 一保君	陣内 孝雄君
神本美恵子君	木俣 佳丈君	柳田 稔君	山下八洲夫君	京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案(溝手顕正君外六名賛議)	末松 信介君	鈴木 政二君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	山根 隆治君	山本 孝史君		世耕 弘成君	関口 昌一君
工藤堅太郎君	郡司 彰君	蓮 舫君	和田ひろ子君		関谷 勝嗣君	田浦 直君
小林 正夫君	小林 元君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君		田中 直紀君	田村 公平君
奥石 東君	佐藤 泰介君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君		田村耕太郎君	伊達 忠一君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	浮島とも子君	加藤 修一君	賛成者氏名	竹山 裕君	武見 敏三君
齋藤 勁君	櫻井 充君	風間 昶君	草川 昭三君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	段本 幸男君
芝 博一君	島田智哉子君	木庭健太郎君	澤 雄二君	青木 幹雄君	秋元 司君	中川 雅治君
下田 敦子君	主濱 了君	白浜 一良君	高野 博師君	浅野 勝人君	荒井 正吾君	中川 義雄君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	谷合 正明君	遠山 清彦君	荒井 広幸君	有村 治子君	中島 眞人君
田名部匡省君	田村 秀昭君	西田 実仁君	浜田 昌良君	泉 信也君	岩井 國臣君	中原 爽君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	岩城 光英君	岩永 浩美君	二之湯 智君
谷 博之君	千葉 景子君	福本 潤一君	松 あきら君	魚住 汎英君	大仁田 厚君	西銘順志郎君
ツルシマルテ君	津田弥太郎君	山口那津男君	山下 栄一君	大野つや子君	太田 豊秋君	野村 哲郎君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君	山本 香苗君	山本 保君	岡田 直樹君	岡田 広君	長谷川憲正君
那谷屋正義君	内藤 正光君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	荻原 健司君	加治屋義人君	林 芳正君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	井上 哲士君	市田 忠義君	加納 時男君	柏村 武昭君	藤井 基之君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	紙 智子君	小池 晃君	片山虎之助君	金田 勝年君	真鍋 賢二君
林 久美子君	平田 健二君	小林美恵子君	大門実紀史君	亀井 郁夫君	河合 常則君	松田 岩夫君
平野 達男君	広田 一君	仁比 聡平君	吉川 春子君	木村 仁君	岸 信夫君	松村 龍二君
広中和歌子君	広野ただし君	糸数 慶子君	黒岩 宇洋君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	三浦 一水君
福山 哲郎君	藤末 健三君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	杏掛 哲男君	倉田 寛之君	溝手 顕正君
藤本 祐司君	藤原 正司君			小池 正勝君	小泉 昭男君	矢野 哲朗君
前川 清成君	前田 武志君	反対者氏名	六名	小斉平敏文君	小林 温君	山崎 力君
松井 孝治君	松下 新平君	大田 昌秀君	近藤 正道君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	山谷えり子君
円 より子君	水岡 俊一君	田 英夫君	福島みずほ君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山本 順三君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	淵上 貞雄君	又市 征治君	桜井 新君	山東 昭子君	吉村剛太郎君

脇 雅史君	足立 信也君	平田 健二君	平野 達男君	大門実紀史君	仁比 聡平君	大規模比較臨床試験(ISEL試験)においてイレッサの延命効果は認められなかったとする試験結果を、二〇〇四年一二月に発表した。アストラゼネカ社はこの結果を受けて、EMEA(欧州医薬品審査庁)に対するイレッサの承認申請を取り下げたところである。
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	広田 一 君	広中和歌子君	吉川 春子君	大田 昌秀君	新たな試験結果を受け、イレッサの安全性及び有効性を検証するための政府の対応について、以下質問する。
伊藤 基隆君	家西 悟君	広野ただし君	福山 哲郎君	近藤 正道君	田 英夫君	一、アストラゼネカ社のイレッサに関するISEL試験結果(以下「試験結果」という。)を厚生労働省はいつ、どのような手段で知ったのか。
池口 修次君	犬塚 直史君	藤末 健三君	藤本 祐司君	福島みずほ君	洲上 貞雄君	二、試験結果を受けての我が国のイレッサへの対応について、厚生労働省のどの部局が、いつ検討したのか。
今泉 昭君	岩本 司君	藤原 正司君	前川 清成君	又市 征治君	糸数 慶子君	三、試験結果について、厚生労働省はどのように評価しているのか。
江田 五月君	小川 勝也君	前田 武志君	松井 孝治君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君	四、アストラゼネカ社は、東洋人の患者について延命効果が示唆された(イレッサ使用患者の生存期間九・五か月に対し、プラセボ群患者の生存期間五・五か月)と主張している。しかし、アストラゼネカ社が示した東洋人のデータは症例数が少ない上に、喫煙歴のないプラセボ群の生存期間(四・五か月)が喫煙者のプラセボ群の生存期間(六・三か月)より短くなっており、非東洋人の患者と逆の結果となっている。この点についての合理的説明はなく、喫煙歴のない東洋人のデータの正確性について重大な疑問が生
小川 敏夫君	尾立 源幸君	松下 新平君	円 より子君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君	
大石 正光君	大江 康弘君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	角田 義一君		
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	森 ゆうこ君	築瀬 進君			
加藤 敏幸君	神本美恵子君	柳澤 光美君	柳田 稔君			
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	山下八洲夫君	山根 隆治君			
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	山本 孝史君	蓮 紡君			
郡司 彰君	小林 正夫君	和田ひろ子君	若林 秀樹君			
小林 元君	奥石 東君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君			
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	魚住裕一郎君	浮島とも子君			
佐藤 雄平君	齋藤 勲君	加藤 修一君	風間 昶君			
櫻井 充君	芝 博一君	草川 昭三君	木庭健太郎君			
島田智哉子君	下田 敦子君	澤 雄二君	白浜 一良君			
主濱 了君	榛葉賀津也君	高野 博師君	谷合 正明君			
鈴木 寛君	田名部匡省君	遠山 清彦君	西田 実仁君			
田村 秀昭君	高嶋 良充君	浜田 昌良君	浜四津敏子君			
高橋 千秋君	谷 博之君	弘友 和夫君	福本 潤一君			
千葉 景子君	ツルネ マルティ君	松 あきら君	山口那津男君			
津田弥太郎君	辻 泰弘君	山下 栄一君	山本 香苗君			
富岡由紀夫君	那谷屋正義君	山本 保君	渡辺 孝男君			
内藤 正光君	直嶋 正行君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君			
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	市田 忠義君	紙 智子君			
白 眞勲君	林 久美子君	小池 晃君	小林美恵子君			

じている。この試験結果だけでは、日本人に延命効果があると認定できないのではないかと。

五、一月二〇日に開催された厚生労働省の検討会において、アストラゼネカ社が試験結果の詳細データを説明した際、その資料を傍聴者に配布しなかった理由を示されたい。また、委員に配られた資料も検討会後に回収されたが、その理由を示されたい。さらに、資料を回収してしまえば、その内容を科学的に検証することができない。このようなやり方では、国民の信頼が得られないと考えるが、政府の見解を示されたい。

六、日本人を対象とする国内の第三相試験はいつから行われているのか。結果はいつ発表される予定か。米国より先に承認されたにもかかわらず、なぜ我が国における第三相試験結果がいまだに明らかにされないのか。

七、イレッサの投与に関しては、投与開始後四週間は入院又はそれに準ずる管理の下で十分な観察を行うことや、投与の前に患者に十分な説明を行い同意を得ることが求められている。ところが、アストラゼネカ社の調査を見ると、「原則入院としたが四週間は入院できていない施設」が二五%に上り、また、同意についても「必ず文書で同意取得している施設」は六二%で、「口頭」三六%、「医師」ごとに、また患者ごとに同意取得の方法が異なる施設も二%となつて

いる。投与の実態は、安全確保のための基準が守られていないのでないか。厚生労働省はどのような認識を持ち、対策を講じているか示されたい。

八、国内で実施されたイレッサのプロスペクティブ調査(特別調査)結果(二〇〇四年八月発表によれば、急性肺障害・間質性肺炎の副作用発現率は五・八%、死亡率は二・三%となつている。アストラゼネカ社は、二〇〇四年二月二十八日現在、推定累積患者数八六八〇〇人、急性肺障害・間質性肺炎等の副作用一四七三例、うち死亡五八八例と発表しているが、この特別調査結果に照らせば、副作用による死亡は約二〇〇〇人に上るのでないか。アストラゼネカ社が把握している副作用死亡件数は実態より少ないと考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。あわせて、我が国におけるこれまでのイレッサの販売錠数を明らかにされたい。

平成十七年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員小池晃君提出抗がん剤イレッサの有効性検証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出抗がん剤イレッサの有効性検証に関する質問に対する答弁書
一について
平成十六年十二月十七日に、厚生労働省医薬食品局が、日本のアストラゼネカ株式会社から、アストラゼネカ英国本社が御指摘の臨床試験(以下「ISEL試験」という)の初回解析の結果の発表を同日行ふとの連絡を受け、発表資料を入手し、その内容を知った。

二について
厚生労働省医薬食品局は、平成十六年十二月十七日にISEL試験の初回解析の結果を入手した後検討を始め、同月二十七日に、平成十七年一月二十日にISEL試験の結果に関して検討を行うため、医学、薬学等の専門家等からなる検討会(以下「ゲフィチニブ検討会」という)を開催することを決定した。

三について
ゲフィチニブ検討会では、ISEL試験について、イレッサ錠二百五十(以下「イレッサ」という)の臨床的有用性に対する影響を判断するために、初回解析の結果では十分でなく、詳細な解析結果を待つ必要があるとされたところであり、厚生労働省においてもその検討結果を妥当と判断した。

四について
ISEL試験の初回解析の結果のみでは、日本人患者における生存期間に対するイレッサの有効性を判断することはできないと考えており、その有効性を判断するためには、現在日本でアストラゼネカ株式会社が日本人を対象として実施している生存期間を主要評価項目とする臨床試験(以下「第三相試験」という)の結果を待つ必要があると考えている。

五について
ゲフィチニブ検討会におけるアストラゼネカ株式会社のISEL試験の初回解析の結果については、その概要は傍聴者にも配布しており、必要な情報は提供したものと考えている。それ以外の御指摘の詳細データについては、同社から申出があったこと等を踏まえ、傍聴者には配布せず、ゲフィチニブ検討会の委員から回収したものである。ゲフィチニブ検討会の委員に対しては、事前に当該データを配布しており、その取扱いは、ゲフィチニブ検討会における医学的及び薬学的な検討を行うために十分なものであり、国民の信頼を損なうものではないと考えている。

六について
第三相試験は、平成十五年九月から行われている。その結果については、現時点では、平成十九年第二四半期頃に取りまとめられ、その後発表される予定であると承知している。

第三相試験については、試験成績を科学的に評価するために、四百八十四例の症例を対象として実施することを予定しているが、その際、被験者の同意を得ることが困難である等の事情

により、第三相試験の取りまとめに一定の期間を要しているものと承知している。

七について

イレッサの投与に関しては、イレッサの添付文書の警告欄において「同意を得た上で投与すること」及び「少なくとも投与開始後四週間は入院またはそれに準ずる管理の下で、間質性肺炎等の重篤な副作用発現に関する観察を十分に行うこと」とされている。厚生労働省としては、アストラゼネカ株式会社これらの状況について、定期的に報告させ、確認しているところであり、前者については、同意の取得は文書又は口頭でなされており、後者についても、警告の内容に従って個々の症例に対して適切な対応がなされている旨報告を受けている。

八について

御指摘の「死亡五八八例」は、厚生労働省において、アストラゼネカ株式会社及び医療機関等からの報告に基づいて、把握したものであり、すべての死亡例を把握した上での件数とは考えていない。なお、「推定累積患者数八六八〇〇人」は、アストラゼネカ株式会社が一定の仮定をおいて試算したものである。

また、アストラゼネカ株式会社からの報告によると、平成十四年七月五日から平成十六年十二月三十一日までのイレッサの国内出荷量は、約五百五十四万錠である。

JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十七年二月二十二日

福島みずほ

参議院議長 扇 千景殿

JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問主意書

株式会社ジェー・シー・オー(以下「JCO」という。)におけるウラン溶液製造の許可に関しては、平成十六年十月十四日に質問主意書を提出し、平成十六年十一月十九日付けでこれに対する答弁書(以下「答弁書」という。)を受領している。しかし、その答弁内容については、次に述べるような疑義がある。

まず、「常陽」「ふげん」用硝酸ウラン溶液の製造については、核燃料サイクル開発機構東海事業所の報告書「JCO臨界事故に関するサイクル機構とJCOとの関係について―改訂版―(調査報告)」において、「許可申請書には硝酸ウラン溶液の製造に関しては記載されていない」と記述しているのに対して、答弁書では、「天然二酸化ウラン粉末を硝酸に溶解して硝酸ウラン溶液にする工程を含む核燃料物質の使用の許可を得ており「違法製造」が行われていたとの事実は承知していない」との答弁があった。

一方、「もんじゅ」用硝酸ウラン溶液の製造については、答弁書では具体的答弁がなかった。また、答弁書において、「工程を含む」許可を得ている旨の答弁がなされている部分があるが、この「工程を含む」の趣旨が、最終製品を意味するのか工程の途中における中間状態なのか明確でない。

さらに、答弁書の内容では、JCOが実際に転換試験棟以外の施設、すなわち第1加工施設棟・第2加工施設棟で硝酸ウラン溶液を最終製品として製造する許可を得ていたのかについても依然として疑義がある。

したがって、JCOが最終製品として「常陽」「ふげん」「もんじゅ」用の硝酸ウラン溶液(「常陽」用の一部分を除く。)を製造する許可を得ていたことの証拠が示されていない。

そこで、改めて以下質問する。

一 「常陽」「ふげん」用硝酸ウラン溶液製品の製造許可について

1 答弁書では、「昭和五十六年度当時、JCOは、原子炉等規制法第五十二条第一項の規定に基づき、管理棟にある使用施設において天然二酸化ウラン粉末を硝酸に溶解して硝酸ウラン溶液にする工程を含む核燃料物質の使用の許可を得ている。」と説明している。

この「硝酸ウラン溶液にする工程を含む」とは、最終製品としてウラン粉末を製造する工程の途中でいったんウラン溶液の状態にな

ることであり、硝酸ウラン溶液を最終製品として製造する許可を得ていることではないのではないか。

2 もし、JCOが当時、後に溶液製造を含む加工事業許可を取得した転換試験棟以外で、最終製品として「常陽」「ふげん」用の硝酸ウラン溶液を製造する許可を得ていたのならば、「常陽」「ふげん」用の硝酸ウラン溶液を最終製品として製造することを申請した年月日と、それに対して国が許可を与えた年月日はいつか。あわせて、JCOが硝酸ウラン溶液を最終製品として製造することをどのように記載したのか、申請書の該当部分の具体的な文言を示されたい。

また、申請書による許可を得ていなかった場合、最終製品としてウラン粉末の製造の許可のみを得た施設で硝酸ウラン溶液を最終製品として製造することは許可なき製造に当たり、違法ではないか。これに対して、国は何らかの措置を行ったのか。

二 「もんじゅ」用硝酸ウラン溶液製品の製造許可について

1 答弁書では、JCOが「六フッ化ウラン等を硝酸ウラン溶液に転換し、さらに、それを酸化ウラン粉末にする工程を含む加工の事業(以下「加工事業」という。)の許可を得ていた。」と説明している。

しかし、現在入手可能な申請書類から確認

できるところでは、硝酸ウラン溶液を製品として製造する許可を得ていたのは、昭和五十九年の変更許可により溶液製造許可を得た転換試験棟のみである。その転換試験棟では、「もんじゅ」用硝酸ウラン溶液を製造した記録は存在しない。このことから、「もんじゅ」用硝酸ウラン溶液を製造していたのは軽水炉用ウラン加工施設（第1加工施設棟・第2加工施設棟）ではないか。どの加工施設棟のどの場所において製造されていたかも併せて示されたい。

2 転換試験棟を除けば、「六フッ化ウラン」等を硝酸ウラン溶液に転換し、さらに、それを酸化ウラン粉末にする工程を含む加工の事業」とは、最終製品としてウラン粉末を製造する工程でいったんウラン溶液の状態になることであり、硝酸ウラン溶液を最終製品として製造する許可を得ていることではないのではないか。あわせて、国としてJCOの軽水炉用ウラン加工施設（第1加工施設棟・第2加工施設棟）にいかなる製品の製造許可を与えていたかも示されたい。

3 もし、JCOが最終製品として「もんじゅ」用の硝酸ウラン溶液を製造する許可を得ていたのならば、「もんじゅ」用の硝酸ウラン溶液を最終製品として製造することを申請した年月日と、それに対して国が許可を与えた年月日はいつか。あわせて、JCOが硝酸ウラン溶液を最終製品として製造することを

どのように記載したのか、どの加工施設棟のどの場所での溶液製造であるかも含め、申請書の該当部分の具体的な文言を示されたい。

また、許可を得ていなかった場合、最終製品としてウラン粉末の製造の許可のみを得た施設で硝酸ウラン溶液を最終製品として製造することは許可なき製造に当たり、違法ではないか。これに対して、国は何らかの措置を行ったのか。

三 住友金属鉱山株式会社による「常陽」用ウラン粉末の製造許可について

国は昭和四十七年三月、住友金属鉱山株式会社から申請のあった「常陽」用二十三濃縮ウラン粉末の製造を許可しているが、その年間予定使用量は四十キログラムである（住友金属鉱山株式会社が昭和四十七年二月提出した「核燃料物質使用許可申請書」による）。ところが、当時の動力炉・核燃料開発事業団は三年間で約千五百キログラムの二十三濃縮ウラン粉末製造を発注し、住友金属鉱山株式会社はそれを製造している（原子力安全委員会「ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告（平成十一年十二月二十四日）参考Ⅲ―20）。これは国により許可された予定使用量を大幅に逸脱するものであり、違法ではないか。また国はこれに対して何らかの措置を行ったのか。

右質問する。

平成十七年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十六年度当時、株式会社ジェー・シー・オー（旧日本核燃料コンバージョン株式会社）を含む。以下「JCO」という。が得ていた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（以下「使用の許可」という。）に係る申請書の管理棟にある使用施設に関する記載部分及び原子炉等規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（以下「加工事業の許可」という。）に係る申請書の第1加工施設棟及び第2加工施設棟に関する記載部分において、硝酸ウラン溶液をお尋ねの「最終製品」とする明示的な記載はないが、使用又は加工の工程の中で硝酸ウラン溶液を製造する旨の記載がある。

お尋ねの高速実験炉「常陽」及び新型転換炉「ふげん」用の硝酸ウラン溶液を、管理棟にある使用施設において製造することについては、加工等を事業として行うものでない限り、使用の許可に基づき、硝酸ウラン溶液を製造することができると考えており、仮に昭和五十六年度当時、JCOが、当該使用施設において、硝酸ウラン溶液を製品として製造していたとしても、そのことをもって使用の許可に係る規定に違反していたとは言えないと考えている。

また、昭和五十六年度当時、天然ウランを用いて製造された硝酸ウラン溶液（以下「天然ウラン溶液」という。）を製品とすることについては、硝酸ウラン溶液の原料が天然ウランであり、加工事業の許可基準の一つとしている核燃料施設安全審査基本指針（昭和五十五年二月七日原子力安全委員会決定）等に照らして臨界防止の措置を考慮する必要がなかったことから、直ちに原子炉等規制法第十六条第一項に規定する加工の事業の変更許可（以下「加工事業の変更許可」という。）が必要であったとは言えないと考えている。したがって、仮に当時、JCOが、第1加工施設棟又は第2加工施設棟において、お尋ねの「常陽」及び「ふげん」用の天然ウラン溶液を製品として製造していたとしても、そのことをもって直ちに加工事業の許可に係る規定に違反していたとは言えないと考えている。

二の1について

先の答弁書(平成十六年十一月十九日内閣参質一六一第一号)一の3について述べたとおり、JCOは、加工事業の許可を得ていたが、お尋ねのような特定の原子炉の燃料の製造に用いられる硝酸ウラン溶液をどの施設で製造していたかについては、国に対して報告されることとなっていないので、お答えすることが困難である。

二の2及び3について

JCOの加工事業の許可に係る申請書の第1加工施設棟及び第2加工施設棟に関する記載部分において、酸化ウラン粉末を製品とする旨の記載がある。また、硝酸ウラン溶液をお尋ねの「最終製品」とする明示的な記載はないが、加工の工程の中で硝酸ウラン溶液を製造する旨の記載がある。

平成十五年十二月に核燃料サイクル開発機構東海事業所が発表した「JCO臨界事故に関するサイクル機構とJCOとの関係について」改訂版(調査報告)において高速増殖原型炉「もんじゅ」用燃料の製造に用いられる硝酸ウラン溶液の製造が開始されたとされる平成元年当時、劣化ウランを用いて製造された硝酸ウラン溶液(以下「劣化ウラン溶液」という。)を製品とすることについては、硝酸ウラン溶液の原料が劣化ウランであり、加工事業の許可基準の一つとしている核燃料施設安全審査基本指針等

に照らして臨界防止の措置を考慮する必要があることから、直ちに加工事業の変更許可が必要であったとは言えないと考えている。したがって、仮に当時、JCOが、第1加工施設棟又は第2加工施設棟において、お尋ねの「もんじゅ」用の劣化ウラン溶液を製品として製造していたとしても、そのことをもって直ちに加工事業の許可に係る規定に違反していたとは言えないと考えている。

三について

お尋ねの点については、現時点において、当時の事実関係について正確に把握することが困難であるため、お答えすることが困難である。

結核予防法改正に伴うBCG予防接種の対象年齢引下げに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年二月二十五日

参議院議長 扇 千景殿

小池 晃

結核予防法改正に伴うBCG予防接種の対象年齢引下げに関する質問主意書

結核予防法の改正に伴い、本年四月から無料で受けられるBCG予防接種の対象年齢が四歳未満から原則生後六か月未満に引き下げられる。この

措置は乳幼児の結核予防には有効であるとされているが、十分に周知されていない実態があると思われるので、以下質問する。

一 BCG予防接種の対象年齢を生後六か月未満にすると、様々な事情で接種機会を逃してしまいう乳幼児が相当数発生すると思われるが、これは、結核感染の予防上マイナスとなるのではないか。

二 これまで我が国では、免疫不全児への生ワクチンの接種を避けるため、接種開始時期は生後三か月以降とされてきたにもかかわらず、今回の措置でBCG予防接種を生後直後から行っても安全性に問題はないと考えるのか。問題がないと判断したのであれば、その根拠を示されたい。

三 厚生労働省の調査によると、一歳までのBCG予防接種率は八十%にとどまっているが、これをどのように引き上げようとしているのか明らかにされたい。また、予防接種の機会が少ない地方自治体も多く存在する中で、安心して予防接種が受けられるようにするための対策を明らかにされたい。

四 今回の改正において、地理的条件、交通事情、災害の発生その他特別な事情によりやむを得ないと認められる場合には、BCG予防接種を一歳に達するまでに行い得るとされているが、「その他特別な事情」の中に、医師による医

学的判断がなされた場合を含めるべきではないか。

五 生後六か月に達する乳児で、BCG未接種の者が本年四月一日時点でどれだけ存在すると推定されているか。

六 制度の変更に当たっては、今回の措置が定着するまでの一定期間は、生後六か月を超えても公費でのBCG予防接種ができることとし、被害が発生したときの救済も結核予防法や予防接種法を適用すべきではないか。

右質問する。

平成十七年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員小池晃君提出結核予防法改正に伴うBCG予防接種の対象年齢引下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出結核予防法改正に伴うBCG予防接種の対象年齢引下げに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のBCG接種については、我が国は、国際結核肺疾患予防連合が定める乳幼児に対するBCG接種の廃止基準に該当するものの、依然として、高齢者における結核の罹患率が高い状況にある中で、多くの研究においてBCG接

種が乳児で結核に感染した場合の重症化に対する一定の予防効果が認められていること及びB C G接種を行う諸外国の多くで新生児期に接種が行われていることを踏まえ、当面の間、生後できる限り早期にB C G接種を行うことにより乳児の結核の重症化を予防する観点から、結核予防法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十三号。以下「改正法」という。)によりB C G接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、結核予防法施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令第三百三十三号。以下「改正政令」という。)により、生後六月に達するまでの期間に改正法による改正後の結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号。以下「法」という。)第十三条の規定に基づく定期の予防接種を行うこととしたところである。

政府としては、このような制度改正の趣旨を踏まえ、引き続きB C G接種の実施主体である市町村を通じて接種機会の確保に努めることとしており、結核感染の予防上マイナスとの御指摘は当たらないものと考えている。

二について

御指摘の法に基づく予防接種の定期については、生後のできる限り早期にB C G接種を行うべきとする世界保健機関の勧告、B C G接種を行う諸外国の多くで新生児期に接種が行われている状況等に基づいて改正政令により生後直後から生後六月に達するまでの期間としたものであり、予診によっても予防接種を受けることが適当でない者への接種を完全には回避できない予防接種制度において求められる安全性について合理的根拠を有するものと考えている。

なお、改正政令による改正前の結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号。以下「政令」という。)第二条の二においては、四歳に達するまでの期間を定期としており、生後三月以降の接種を法令上義務付けていたものではない。

三について

御指摘のB C Gの接種率については、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成十六年厚生労働省告示第三百七十五号)において、地域の医師会や近隣の市町村等との十分な連携、乳児健康診断との同時実施、個別接種の推進、近隣の市町村の住民への接種の場所の提供等によって接種機会を確保し、接種率の向上を図ることとしている。

四について

改正政令による改正後の政令第二条の二ただし書に規定する地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、市町村は、生後六月に達するまでの期間にB C G接種の機会を確保することができないものとして、例外的に一歳に達するまでの期間にB C G接種を行うことができるとされている。しかしながら、御指摘の

医師による医学的な判断がなされた場合については、予防接種制度がまれではあるが副反応による健康被害の発生を避けることができないものであることから、一概に、乳児の結核の重症化を予防する目的で定められた生後六月の期間以降において、B C G接種を特に積極的に勧奨すべきとはいえず、同条ただし書に規定する場合に該当しないものであり、法に基づかないB C G接種として、医師による医学的判断を踏まえ、乳児の保護者の希望により行われることとなるものと考えている。

五について

お尋ねのB C Gの未接種の者の本年四月一日時点での数については、改正法の施行される同日以降は、生後六月に達するまでの期間にB C G接種が行われることから推計を行っておらず、また、改正法の施行に向けた市町村のB C G接種の取組が地域の事情により異なることから、推計することは困難である。

六について

御指摘のB C G接種の費用については、乳児の結核の重症化を予防する目的で生後六月に達するまでの期間にB C G接種を行うこととしたことから、政府としては、改正政令による改正後の政令第二条の二ただし書に規定する場合以外に生後六月以降にB C G接種を行う必要はないと考えているが、市町村が行うB C G接種の費用は、その一般財源のみを原資としており、生後六月以降に行われる法に基づかないB C G

接種の必要性及びその費用負担については、市町村が判断すべきものであると考えている。

また、法に基づくB C G接種による健康被害については、法第二十一条の二第一項の規定により、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項の規定による給付の例により、給付が行われることとされており、御指摘の生後六月以降に行われる法に基づかないB C G接種による健康被害について給付を行うことはできない。

なお、法に基づかないB C G接種による健康被害についても、その健康被害が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第四条第六項に規定する医薬品の副作用によるものであり、かつ、被害者が同法第十六条第一項各号に定める者に該当する場合、同法第二項第二号に該当する場合を除き、同法に基づく副作用救済給付が行われることとなる。

国家公務員倫理規程の改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年二月二十五日

山本 孝史

参議院議長 扇 千景殿

国家公務員倫理規程の改正に関する質問主意書

今般、国家公務員倫理審査会の意見の申出を受けて、政府においては国家公務員倫理規程の改正作業を進め、四月一日より新規規程による運用がなされるものと聞き及んでいる。

議員立法である国家公務員倫理法の立案制定に携わった者として、政府が今回措置しようとしている国家公務員倫理規程の「規制緩和」が、汚職事件の再発や過剰接待の復活などに連なることを懸念している。

公務員の倫理保持は、行政を推進する上で極めて重大な要件であるとの認識から、以下質問する。

一 現行の国家公務員倫理規程では、利害関係者との飲食については、自己の費用を負担した上で、夜間に行う飲食のうち、簡素な飲食以外のもの場合には、倫理監督官の許可を得て行う必要があると定められている。

平成十四年度及び平成十五年度において、各府省庁の倫理監督官が許可した最高額はいくらか。また、府省庁ごとに、最も多くの許可を求めた部署名及びその回数も示されたい。

二 今般、事前の許可制を届出制に変更すると聞いているが、届出を確実に行使せしめるため、どのような措置を講ずる考えか。

三 こうした規制の緩和が、やがては「過剰接待の復活」につながるのではないかと危惧する声

も聞かれる。政府としては、どのような措置を講ずる考えか。

四 国会に対してなされる「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」には、「許可等の状況」について、政府全体での総数のみが記載されるにとどまっている。透明性を高めて公務員倫理の保持に資する観点から、今後は、各府省庁別の件数を一定の金額区分に従って公表すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 本省幹部職員に係わる「利害関係者のみなし規定」の廃止に伴って、国家公務員倫理法制定のきつかけとなった本省幹部職員等の汚職事件や過剰接待の再発を懸念するが、再発のおそれはないのか。また、政府は、「利害関係者のみなし規定」の廃止に伴って、本省幹部職員等の公務員倫理保持について万全を期すため、新たな措置を講ずる考えはあるのか。あるとすれば、どのような措置を講ずるのか。ないとすれば、その理由を示されたい。

右質問する。

平成十七年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員山本孝史君提出国家公務員倫理規程の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本孝史君提出国家公務員倫理規程の改正に関する質問に対する答弁書

一について

平成十四年度及び平成十五年度に国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一百一号。以下「倫理規程」という。)第三条第二項第八号ただし書の規定に基づき倫理監督官に許可の申請があった事例について、許可された事例に係る金額の最高額並びに各行政機関等ごとの倫理監督官に対して許可の申請があった件数の最も多かった部署名及び当該件数についての調査・把握はしておらず、また、新たに調査・把握をすることは膨大な作業を必要とすることから、お答えすることは困難である。

二について

今般検討している倫理規程の改正においては、職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、原則として、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならぬこととするを予定しているが、届出を確実に行使しめるため、国家公務員倫理審査会及び各行政機関等において届出制度の趣旨及び内容を職員に周知徹底することを予定している。また、届出義務に違反した場合には、懲戒処分等の事由となり、これらによりその確実な履行が担保されるものと

考えている。

三について

今般検討している倫理規程の改正後においても、利害関係者からの供応接待は引き続き禁止され、また、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から、供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けることは禁止されることから、お尋ねの「過剰接待の復活」にはつながらないと考えている。

四について

お尋ねの「許可等の状況」については、国家公務員倫理法平成十一年法律第二百二十九号第四条の「内閣は、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない」とする規定に基づき、「各種報告書の提出件数」、「懲戒処分等の状況」等と併せて報告しているところであり、倫理監督官が倫理規程第三条第二項第八号ただし書又は第六条第一項の規定に基づき許可又は承認(以下「許可等」という。)をしたものの総数及び許可等に係る申請の総数を報告しているところである。お尋ねの許可等がされた事例に係る金額についての調査・把握はしておらず、また、新たに調査・把握をし、各行政機関等ごとに一定の金額で区分して報告することは考えていない。

五について

今般検討している倫理規程の改正においては、お尋ねの「本省幹部職員に係わる「利害関係者のみなし規定」は廃止することを予定しているが、改正後においても、引き続き、他の職員の利害関係者が、職員をしてその官職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者とみなされることから、このような者からの供応接待等は禁止される。また、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることは禁止される。さらに、倫理規程の改正と併せて、これらを再度周知徹底することを考えており、お尋ねのような本省幹部職員に係る汚職事件や過剰接待の再発は防止できるものと考えている。

第五号中正誤

四ページ一段終わりから九行は、次のようになるはずの誤り。
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一一〇円	一一五円